HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	現代中国における「司法」の構造（6）　厳打：なぜ刑事裁判が道具となるのか？
Author(s)	坂口, 一成
Citation	北大法学論集, 58(1), 376[115]-308[183]
Issue Date	2007-05-30
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/22561
Type	bulletin (article)
Note	論説
File Information	58(1)_376-308.pdf

Instructions for use

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

論　　説

現代中国における「司法」の構造(6)

―― 厳打：なぜ刑事裁判が道具となるのか？ ――

坂　口　一　成

目　　次

序論
問題意識および課題
本稿の構成
先行研究の検討
本稿の意義
用語の説明　(以上57巻2号)
1　基本概念の整理
1.1　刑事司法の担い手
1.2　制裁制度
1.3　刑事手続の概要
1.4　解釈制度　(以上57巻3号)
Ⅰ　厳打とは何か
2　厳打前夜の治安状況と犯罪対策――「重きにかつ速やかに」の登場
2.1　文革の後遺症
2.2　1979年：全国都市治安会議
2.3　1981年：5大都市治安座談会
2.4　章結
3　83年厳打
3.1　厳打の決定プロセス
3.2　法的対応　(以上57巻4号)
3.3　厳打期刑事司法の実態
3.4　厳打の成果

3.5　中間考察 —— なぜ83年厳打が可能であったのか？
（以上57巻５号）
4　その後の厳打
4.1　厳打の常態化
4.2　96年厳打
4.2.1　決定プロセス
4.2.2　96年厳打の現象
4.2.3　まとめ
4.3　01年厳打
4.3.1　決定プロセス
4.3.2　法的対応
4.3.3　01年厳打の現象
4.3.4　まとめ
4.4　章結　（以上57巻６号）
Ⅱ　裁判の位相 —— なぜ裁判が道具となるのか？
5　中国における裁判観
5.1　法規定から見る裁判の任務
5.1.1　裁判所法
5.1.2　刑法
5.1.3　刑事訴訟法
5.1.4　まとめ
5.2　量刑の判断因子 —— 量刑事情
5.3　厳打の賛否をめぐる論争概観
5.3.1　肯定説
5.3.2　反省説
5.3.3　否定説
5.3.4　若干の検討
5.4　章結
6　「裁判＝道具」の構造
6.1　裁判の担い手 —— 誰が裁判官になるのか？
6.1.1　裁判官になるための資格
6.1.2　誰が裁判官になっているのか
6.1.3　まとめ
6.2　法的決定形成プロセスに介在する制度
6.2.1　裁判所内部
6.2.2　地方ブロック —— 党委審査制
6.2.3　縦ライン —— 上級裁判所への照会

6.2.4　まとめ　（以上本号）
6.3　構造の潤滑油 —— 裁判官の責任負担のあり方
6.4　政府と裁判所の関係
6.5　構造の全体像
終章

Ⅱ　裁判の位相 —— なぜ裁判が道具となるのか？

本稿の第１の課題「なぜ中国では厳打が可能なのか？」については、裁判が道具であるが故に厳打が可能となる、という私見を示した。ではなぜ裁判が道具となるのか。この問いを解きほぐすことが本部の課題である。

この課題に迫るための手がかりは、前部の考察においてすでに明らかになっている。それは、少なくとも政策決定者および裁判所の所長といった指導的地位にある者の脳裏において、裁判は「重きにかつ速やかに」の指示を遂行すべきものと認識されていることである[(1)]。そこで以下ではまず、認識および理論の面から、裁判が権力の道具と考えられていることを明らかにする（５章）。

とはいえ、裁判が権力の道具と考えられているとしても、そうした認識がただちに現実のものとなるわけではない。現実に権力が裁判を道具として安定・継続して運用するためには、そのようにするための「仕組

(1)　この点については、83年厳打の開始を告げた「厳打決定」の中の次の一文、「決して法律条文の意味と量刑の幅を、頑なに犯罪者に有利で、人民に不利な方へと解釈してはならない。我々の法は真に人民大衆、政法部門、警察の幹部・警察官が犯罪者と闘争するための鋭利な武器でなければならず、人民が法とは自分達を守るものだと感じさせ、犯罪者が法に違反することを恐れるようにしなければならない」、および1990年の厳打に際して、四川省で開催された裁判所の会議において、「（裁判所は）『厳打』闘争において、法という武器を十分に運用し、『伝家の宝刀』の役割を果たし、法に従い社会治安に由々しき危害を及ぼす犯罪者を重きにかつ速やかに懲らしめなければならない」という見解が共通認識となったことから明らかであろう。なお、范愉「中国裁判制度とその理念の研究（７）」名古屋大学法政論集171号（1997年）476～477、478～480頁も同旨である。

み」が不可欠である。なぜなら、そうした「仕組み」がなければ、裁判が権力の道具であり続けるとは限らないからである。これを逆から言えば、裁判が道具と認識されており、かつ現実に裁判が道具であり続けているのであれば、そこには裁判を現実に道具とするための「仕組み」が存在すると考えられるのである。裁判を道具とする「仕組み」、すなわち本稿がいうところの「裁判＝道具」構造の全体像を解明することが6章の課題である。この点はまた、従来の先行研究が十分に迫ることがなかった論点でもある。

5　中国における裁判観

本章では中国において裁判が中立公平の第三者による判定ではなく、権力の道具であると考えられていることを明らかにする。政策決定者および裁判所の所長といった指導的地位にある者の脳裏において、裁判が道具であることはすでに述べたが、本章では次の3点をさらに検討し、裁判＝道具の認識が中国の法的世界に深く根付いていることを明らかにする。まず、法が裁判の任務をどのように定めているのかを明らかにする（5.1）。次に、刑法理論において、何を根拠に刑を量定すべきとされているのかを検討する（5.2）。これは日本刑法学でいうところ量刑事情は何かという論点である。最後に、厳打の賛否をめぐる諸説を検討し、「大勢」として厳打に対してどのような態度を採っているのかを明らかにする（5.3）。

5.1　法規定から見る裁判の任務

本節では刑事裁判に密接に関係する(1)裁判所法、(2)刑法、(3)刑事訴訟法を素材として、各法が定める裁判所、刑法および刑事訴訟法の任務を明らかにする。こうした作業を行う理由は以下のとおりである。すなわち、中国には「裁判法」といった類の法律がないため、法が裁判の任務についてどのような立場を採っているのかは自明のことではない。とはいえ、なぜ裁判が道具となるのかという本部の課題を解きほぐすためには、法の立場を明らかにすることは不可欠である。そこで本節では、こうした作業を通じて、裁判の任務に関する法の立場をあぶり出す。とり

わけ裁判所法が定める裁判所の任務と、裁判に課せられた任務には極めて密接な関係があるといえよう。

5.1.1　裁判所法

裁判所法３条は、裁判所の任務を次のように定める。

「人民裁判所の任務は刑事事件および民事事件を裁判するとともに、裁判活動を通じて、あらゆる犯罪者を懲らしめ、民事紛争を解決し、もってプロレタリアート独裁体制を守り、社会主義的適法性および社会秩序を維持し、社会主義的全人民所有の財産、勤労大衆による集団所有の財産を保護し、市民による個人所有の財産を保護し、市民の人身の権利、民主的権利その他の権利を保護し、国家の社会主義革命および社会主義建設事業の順調な進展を保障することである。

人民裁判所はその全活動を通じて市民が社会主義祖国に忠実であり、憲法および法律を自覚的に遵守するよう教育する」。

本条から明らかなように、裁判所は裁判を通じて様々な目的を実現すべきものとされている。まず１項では、刑事裁判についていえば、犯罪者を懲らしめることが、裁判所がまずもってなすべき任務とされている。そして、これを通じて実現すべき最終的目的は、「国家の社会主義革命および社会主義建設事業の順調な進展を保障すること」である。これは「国家目的」と言い換えることができよう。また２項では、「社会主義法系の際立った特徴」[(1)]である「司法の教育機能」が定められている。

このように、中国の「人民裁判所」は裁判を通じて国家目的を積極的に実現する任務を負っているのである。

5.1.2　刑法

旧法２条は次のように刑法の任務を定める。

「中華人民共和国刑法の任務は、刑罰によってあらゆる反革命その他の刑事犯罪行為と闘争し、もってプロレタリアート独裁体制を防衛し、社会主義的全人民所有の財産および勤労大衆による集団所有の財産を保

(1) 賀衛方「通過司法実現社会正義――対中国法官現状的一個透視」同『司法的理念与制度』（中国政法大学出版社、1998年）42頁。

護し、市民による個人所有の合法的財産を保護し、市民の人身の権利、民主的権利その他の権利を保護し、社会秩序、生産秩序、業務秩序、教育研究秩序および人民大衆の生活秩序を維持し、社会主義革命および社会主義建設事業の順調な進展を保障することである」。

旧法制定後の代表的教科書である『試用教材刑法学』は、本条を次のように説明する[(2)]。すなわち、一切の搾取階級の刑法の任務とは截然と異なり、本条は中国刑法が何に打撃を加えて、何を守るのか、そして刑法の任務と国家の任務の関係についてはっきりと説明している。「(中国)刑法は党および国の異なる歴史時期における主要任務に奉仕するものである」。そして本条が定める刑法の重要任務である、刑罰によって①反革命犯罪と闘争し、プロレタリアート独裁の国家体制を防衛すること、②その他の刑事犯罪と闘争し、社会主義的公共財産および市民個人の合法的財産を保護すること、③その他の刑事犯罪と闘争し、市民の人身の権利、民主的権利その他の権利を保護すること、そして④反革命その他の刑事犯罪と闘争することは、結局のところ、本条所定の各秩序を維持し、安全で良好な社会環境を創造し、社会主義現代化建設事業の順調な進展を保障することである。「刑法の全規定は、いずれも敵を鎮圧し、犯罪を処罰し、人民を保護し、4つの現代化建設を守るためのものである。刑法の規定に厳格に則り事を行わなければならず、そうしなければ、刑法の人民民主主義独裁の道具としての役割を十分に果たすことができない」、と。

このように本条が定める刑法の任務は、犯罪との闘争を通じて、各秩序を維持し(以下、「社会秩序」と総称する)、もって「4つの現代化建設」という国家目的の積極的実現に資する社会環境を創造することとされている[(3)]。ここから国家目的の積極的実現に奉仕すべきという考え方を読み取ることができよう。「刑法の人民民主主義独裁の道具としての

(2) 『試用教材刑法学』23〜26頁。

(3) 高銘暄編『中華人民共和国刑法的孕育和誕生』(法律出版社、1981年)26頁。また王作富『中国刑法研究』(中国人民大学出版社、1988年)10頁も、刑法の任務を「まとめると一言である。すなわち社会主義革命および社会主義建設事業の順調な進展の保障である」とする。

役割を十分に果たすことができない」という表現は、このことを雄弁に物語っている。

また同時に、社会に危害を加える行為が犯罪であるとする実質的犯罪概念（同法10条）、類推許容規定（79条）と相俟って[4]、旧法の任務規定からは、刑法により国家刑罰権の恣意的発動を抑制しようとする発想は読み取れない。

さらに、刑法の保護の対象が「人民」に限られていると解されている点も見逃せない。というのは、保護対象が「人民」だけに限定されれば、論理必然的に、「敵」は保護の範疇に含まれなくなる。本条が「刑法が人民の利益を守り、敵に打撃を加え、犯罪に懲罰を加える重要な武器であ（ること）……を表している」[5]といわれる所以である。このように「人民を保護する」という背景にある考え方は、以下に見る現行刑法・刑訴法にも存在するが、贅言しない。

次に現行法を見てみよう。同法１条は刑法制定の目的を次のように規定する。

「犯罪に懲罰を加え、人民を保護するために、憲法に基づき、わが国における犯罪闘争の具体的経験と実際的状況を結びつけ、本法を制定する」。

本条から明らかなように、刑法制定の目的は、「犯罪に懲罰を加え、人民を保護するため」である[6]。なお、ここでいう「人民を保護する」とは、人民の人身の権利、民主的権利、財産的権利などの人民の個人的権利の保護のみならず、「人民の根本的利益を代表する国家政権、社会主義的政治・経済体制」の防衛も含まれる[7]。

そして同法２条は、刑法の任務を次のように定める。

---

(4) この点については、拙稿「中国刑法における罪刑法定主義の命運――近代法の受容と拒絶――（１）」北大法学論集52巻３号（2001年）95～97頁を参照されたい。

(5) 銅山「保護人民、打撃敵人、懲罰犯罪的武器――学習中華人民共和国刑法総則的一点体会」法学雑誌1983年１期43頁。

(6) 李淳・王尚新主編『中国刑法修訂的背景与適用』（法律出版社、1998年）17頁、郎勝主編『中華人民共和国刑法新注』（中国法制出版社、2002年）３頁。

(7) 郎勝・同上。

「中華人民共和国刑法の任務は、刑罰によってあらゆる犯罪行為と闘争し、もって国家の安全を防衛し、人民民主主義独裁の国家権力および社会主義体制を防衛し、国有財産および勤労大衆による集団所有の財産を保護し、市民による個人所有の財産を保護し、市民の人身の権利、民主的権利その他の権利を保護し、社会秩序および経済秩序を維持し、社会主義建設事業の順調な進展を保障することである」。

本条については、「基本的に旧刑法２条所定の内容であり、形勢の変化および犯罪闘争の実際的ニーズに基づき、旧条文の文言を修正しただけである」[(8)]とされている。それ故、その主たる内容も旧法２条と同じであり、「犯罪処罰は手段であり、国家および人民の利益の保護が目的である」[(9)]とされている。

以上のように新旧刑法が定める刑法の任務は、刑罰により各種法益を保護し、社会秩序を維持し、もって社会主義革命や社会主義建設事業といった国家目的の積極的実現を推し進めることであるといえよう。

ところで、刑法の任務については、日本の学界においても、例えば大谷實は「刑法が社会において果たすべき機能またはその固有の役割」として、「社会を構成する要素（個人や集団――原文）の調和を図り安定させることによって、社会の発展に奉仕する」という社会秩序維持機能を挙げている[(10)]。ここから、日中両国の刑法の任務は似ているといえそうである（さらには刑法に社会秩序の維持を期待することは洋の東西を問わないといえよう）。

しかし、両者は実は似て非なるものであると考える。というのは、大谷は社会秩序維持機能をさらに法益保護機能と人権保障機能に分けているが、現行法２条においては、後者の「国家の刑罰権の行使を制限し、もって刑罰権の恣意的行使から一般国民および犯罪者の人権を保障する」[(11)]という役割を見出すことができないからである。「人民」概念を採用している同条からは、むしろ「敵」には刑罰権の恣意的行使に対抗する権

(8) 李淳等・前掲注（６）17頁。
(9) 趙秉志主編『新刑法典的創制』（法律出版社、1997年）31頁。
(10) 大谷實『刑法講義総論（追補版）』（成文堂2005年）４～７頁。
(11) 同上６頁。

利があるのかという疑問すら生じよう[12]。

この点について、現行法３条は罪刑法定主義的な規定を設けた。すなわち、「法律に犯罪行為であると明文規定しているものは、法律に照らして犯罪を確定し刑罰を科す。法律に犯罪行為であると明文規定していないものは、犯罪を確定し刑罰を科すことはできない」と。したがって、日本刑法でいうところの人権保障機能に相当する役割は、本条が担っていると解することも可能である。しかし、私見では「（現行）刑法が具現する［罪刑法定原則］には、国家の刑罰権の恣意的発動を抑制し、市民個人の権利を保障するとの理念は内在していない」[13]。

以上を要するに、中国刑法の最重要任務は国家目的の積極的実現を推し進めることであり、刑法をもって国家刑罰権の行使を制限しようとする考え方は稀薄である、ということができよう。こうした刑法観は次の指摘が端的に示している。曰く「観念の深層においては、多くの人は依然として、刑法は階級独裁または政治的支配の道具であり、鎮圧権能を専ら実施する『伝家の宝刀』であり、刑法は永遠に冷徹なものであり、刑法の概念は常に監獄、暴力および血なまぐさい死刑、肉刑と結びつけられ、そのため、刑法の味は常に苦いものである。被告人、犯罪者、ひいては一般市民にとって、刑法は永遠に身の毛もよだつダマスカス剣なのである」[14]と。

5.1.3　刑事訴訟法

旧法２条は、次のように刑事訴訟法の任務を定める。

---

(12)　「こうした叙述構造（敵味方）により、法律は市民だけを保護し、敵は権利が保障されず、情け容赦なく扱われ、消滅されるべきとなる」という指摘もある（労東燕「刑事司法政治化的背後」陳興良編『公法（第５巻）』（法律出版社、2004年）51頁）。

(13)　拙稿「中国刑法における罪刑法定主義の命運――近代法の受容と拒絶――（２・完）」北大法学論集52巻４号（2001年）250頁。また、4.4で検討した同性向けの管理売春事件において、全国人大常委会下属機構が刑法改正に際して廃止されたはずの類推適用［比照］を指示したことは、このことを裏付けよう。

(14)　梁根林「“刀把子”、“大憲章”抑或“天平”？――刑法価値的追問、批判与重塑」中外法学2002年３期335頁。

「中華人民共和国刑事訴訟法の任務は、犯罪事実を的確かつ適時に明らかにし、法律を正しく運用し、犯罪者への懲罰を保証し、罪のない者が刑事的追及を受けることのないよう保障し、市民が自覚的に法律を遵守し、積極的に犯罪行為と闘争するよう教育し、もって社会主義的適法性を維持し、市民の人身の権利、民主的権利その他の権利を保護し、社会主義革命および社会主義建設事業の順調な進展を保障することである」。

本条は学説上、刑事訴訟法の具体的任務を明示し、これらの具体的任務の実現を通じて達成すべき総任務を定めたものと解されている。例えば陶髦主編『刑事訴訟法学』では、刑事訴訟法の任務は、①犯罪事実を的確かつ適時に明らかにし、法律を正しく運用し、犯罪者の懲罰を保証すること、②罪のない者が刑事追及を受けることのないよう保障すること、③市民が自覚的に法律を遵守し、積極的に犯罪行為と闘争するよう教育するという３点の具体的任務の実現を通じて、最終的に「社会主義的適法性を維持し、市民の人身の権利、民主的権利その他の権利を保護し、社会主義革命および社会主義建設事業の順調な進展を保障する」という根本目的を実現することであると説明される[15]。刑事訴訟法においても、やはり最終的には社会主義革命や社会主義建設事業という国家目的に行き着くのである。

次に現行法を見てみよう。同法１条は刑事訴訟法制定の目的を次のように規定する。

「刑法の正しい実施を保証し、犯罪に懲罰を加え、人民を保護し、国家の安全および社会公共の安全を保障し、社会主義社会の秩序を維持するために、憲法に基づき、本法を制定する」。

同条については、現行刑法１条と同様のことが指摘できよう。

そして、同法２条では刑事訴訟法の任務を次のように定める。

---

[15] 陶髦主編『刑事訴訟法学』（高等教育出版社、1993年）28～31頁。なお、王国枢主編『刑事訴訟法学（第２版）』（北京大学出版社、1995年）30～40頁は①と②をひとつの具体的任務とするが、理論構成は同じである。すなわち、①＋②および③という２つの具体的任務を通じて「社会主義革命および社会主義建設事業の順調な進展を保障する」という根本目的を実現する、と。

「中華人民共和国刑事訴訟法の任務は、犯罪事実を的確かつ適時に明らかにし、法律を正しく運用し、犯罪者の懲罰を保証し、罪のない者が刑事的追及を受けることのないよう保障し、市民が自覚的に法律を遵守し、積極的に犯罪行為と闘争するよう教育し、もって社会主義的適法性を維持し、市民の人身の権利、財産の権利、民主的権利その他の権利を保護し、社会主義建設事業の順調な進展を保障することである」。

本条は文言上若干の修正が加えられたにすぎない(16)。そのため、本条も旧条文と同じように解釈されている(17)。

5.1.4　まとめ

以上のように、裁判所法、刑法および刑事訴訟法が定める裁判所の任務、刑法の任務、刑事訴訟法の任務は究極的には一点に収斂される。それは、国家目的の積極的実現である。刑事裁判は、裁判所の裁判官が刑事訴訟法に則り刑法を適用するものであり、したがってその任務も、国家目的の積極的実現であると考えるのが筋であろう。そして、この「国家目的」は、法文上、「社会主義革命」ないしは「社会主義建設」と抽象的には表現されるが、具体的に何を指すのかは、必ずしも明らかではない。しかし、いずれにせよこの「国家目的」が、党が指導するところの国家が設定した目的であることに変わりはなく、裁判所はその目的の実現に向けて裁判を行うのである。このことは次の指摘からも明らかである。すなわち、「今日の中国の裁判所は、表面的に見れば、もとより昔日と同日に論ずることはできないが、我々が社会政治生活の今と昔を選んで横断的に分析すれば、裁判所の政治構造における被支配の一極という地位には、何の変化もない。『職能上の変化』は単に人民裁判所を敵対独裁の用心棒から、護送船団の航海士に変えただけであり、裁判所システムの自主性にとって何ら意味はなく、裁判所は依然として奴隷の

(16) 改正点は、市民の権利として「財産の権利」を明文規定したこと、および旧刑訴法の根本目的と解されていた「社会主義革命」の削除の２点である。

(17) 郎勝主編『関於修改刑事訴訟法的決定釈義』（中国法制出版社、1996年）７～８頁、周道鸞・張泗漢主編『刑事訴訟法的修改与適用』（人民法院出版社、1996年）38～40頁など。

ままである」[18]、と。現状に則して具体的にいえば、経済発展の促進、およびそのために社会秩序を維持することになろう。この点、「国家法秩序を維持することを目的とする作用」[19]とされる法的判定型裁判とは截然と異なる。

5.2　量刑の判断因子 —— 量刑事情

本節では中国刑法理論において、量刑に際してどのような要素を考慮すべきとされているのかを検討する。いわゆる「量刑事情」が何であるかという論点である。ここで量刑事情とは「量刑に際して考慮されるべき個別的・具体的要素」と定義しておく。中国刑法典には「それらの諸要素を評価・判定するための一般原理ないし方法」である量刑基準が何であるかは規定されていないが[20]、量刑事情については、新旧刑法ともに同じ規定が設けられている。それは以下のとおりである。

「犯罪者に対する刑罰を決定するときには、①犯罪の事実、②犯罪の性質、③情状および④社会に対する危害程度に基づき、⑤本法の関連規定に照らして処断しなければならない」（現行刑法61条。旧刑法57条も同じ）（丸数字は筆者による）。

本規定は、中国刑法の量刑原則が「犯罪事実を根拠とし、刑法を準則とする」ことであることを示しているとされる[21]。前半部分の「犯罪事実」は①から④を含む広義の犯罪事実であり、それに対して①は狭義の犯罪事実とされる。また後半部分の「刑法を準則とする」は⑤から導かれる。具体的には、法定刑の枠内において、累犯、自首、さらには法定の従重・従軽・減軽（「両労の決定」施行後現行刑法施行以前においては加重も含む、以下同じ）事由に則り量刑を行うべきことを意味する。以下ではまず、量刑事情となる①から④の各要素の内容を簡単に説明し、

---

(18) 翟小波「法院体制自主性建構之反思」中外法学2001年３期302～303頁。

(19) 田中二郎『要説行政法（新版）』（弘文堂、1972年）６頁。

(20) 以上については、城下裕二『量刑基準の研究』（成文堂、1995年）16、20頁。

(21) 趙秉志主編『新刑法教程』（中国人民大学出版社、1997年）321頁、高銘暄主編『新編中国刑法学（上冊）』（中国人民大学出版社、1998年）358頁、陳興良『陳興良刑法学教科書之規範刑法学』（中国政法大学出版社、2003年）224頁など。

しかる後に、中国の量刑論がどのように理論構成されているのかを見る。

①犯罪の事実とは、犯罪を構成する主観的・客観的事実を指す。②犯罪の性質とは、行為者の行為が何罪を構成するのか、ということである。③情状とは、犯罪の情状のことであり、犯罪構成要件該当事実以外に、犯罪の社会危害程度および犯罪者の再犯可能性［人身危険性］(22)の程度に影響を及ぼし得る具体的事実状況を指す。④犯罪の社会に対する危害程度は、犯罪行為が社会に惹起した危害の大小を指し、犯罪の本質的特徴である犯罪の社会危害程度（犯罪論においては「社会危害性」と呼ばれる）は、犯罪の成否を決定するのみならず、刑罰の軽重をも決定する。ここで「犯罪の成否」とは、現行刑法13条(23)が「……、但し、情状が顕著に軽微であり、危害の大きくないものは、犯罪とは認めない」と定めるように、社会危害性が小さければ、犯罪とはならないことを意味する。そして、犯罪の社会危害程度は犯罪の事実、犯罪の性質および犯罪の情状によって決定される(24)。つまり、中国刑法の量刑事情は、①から③を総合的に判断して導き出される④社会危害程度、そして③が反映する再犯可能性と概括することができる(25)。

---

(22) 陳興良「論人身危険性及其刑法意義」法学研究1993年２期37頁、周振想「論罪刑相適応原則」同『当代中国的罪与罰』（中国人民公安大学出版社、1999年）73頁などによると、［人身危険性］は日本でいう「再犯可能性」を指すものと考えられる。

(23) 旧刑法10条但書も同様。

(24) 以上については、高銘暄・前掲注（21）358～359頁を参照した。なお、日本国内の先行研究としては、小口彦太『現代中国の法と裁判』（成文堂、2003年）121～144頁参照。

(25) 社会危害程度（社会危害性）と再犯可能性［人身危険性］が量刑の二大根拠であるとするのが中国の通説と目される（高銘暄主編『刑法学原理（第３巻）』（中国人民大学出版社、1994年）212～213頁（周振想執筆）、趙秉志・前掲注（21）324頁、高銘暄・前掲注（21）362頁など）。とはいえ、旧刑法57条および現行刑法61条は再犯可能性を導き出す根拠としては必ずしも明白なものではない。ここで中国刑法学界が量刑事情に再犯可能性を読み込ませる理由としては、次の２点が考えられる。ひとつは、旧刑法起草時に再犯可能性を量刑事情とすることは織り込み済みであったことである。すなわち、元々旧刑法草案33稿は「犯罪者に対する刑罰を決定するときには、犯罪の事実、

だが、この社会危害程度の判断根拠は、刑法には規定されていないが、実は犯罪の事実、性質、情状だけではない。すなわち、「社会の政治、経済、治安の形勢も犯罪の社会に対する危害の程度に影響を及ぼす」[26]と。つまり、刑法所定の①、②および③以外に、さらに「形勢」も考慮しなければならず、したがって、その当然の帰結として、「形勢」が量刑に影響を及ぼすことになる。曰く「犯罪の社会危害程度の大小は、主に犯罪の事実、性質、情状により決定されるほか、形勢とも密接に関係している。……わが国『刑法』が犯罪行為の社会に対する危害程度を量刑の根拠のひとつとしていることは、実質的には量刑に際しては必ず形勢を含めて考慮しなければならないことを含んでいる」[27]と。そして、

犯罪の性質、情状および社会に対する危害程度に基づき、犯罪者の個人的状況、罪を認める正直さ、および犯罪の改悛の状を参照して、本法の関連規定に照らして処断しなければならない」と規定していたが、傍点部については実務において「適度に把握すればよく、条文にはっきりと規定する必要はなく、規定すれば次のような副作用が容易に生じる。第１に、犯罪事実自体がどのようなものであれ、一面的に犯罪後の態度を強調することになり、量刑上の偏りを招くことになる。第２に、一面的に罪を認める態度および改悛の状を強調することになり、被告人が十分に弁護権を行使することを躊躇するようになる。第３に、『犯罪者の個人的状況』は、出身成分を含むものと理解されやすく、出身成分が良ければ軽きに従って処罰し、出身成分が悪ければ重きに従って処罰することになりかねない。これは法の下の平等原則に反することになる。以上の生じうる副作用を避けるために、上記文言（傍点部）を削除した」という（高銘暄・前掲注（３）88～89頁。草案33稿の条文については、『刑法立法資料（上）』347頁を参照した）。もうひとつの理由は、刑罰の目的である。すなわち、中国の通説は刑罰の目的を一般予防および特別予防としているため、この立場からは、量刑事情に再犯可能性を読み込ませることが不可欠となる。

[26] 馬克昌「論死刑的適用」楊敦先・曹子丹主編『改革開放与刑法発展――1992年刑法学術研討会論文精選』（中国検察出版社、1993年）180頁。また、高銘暄・前掲注（21）359～360頁も、「犯罪の社会危害程度を評価する際には、さらに国家の政治、経済、社会治安の形勢を適度に考慮しなければならない」とする。

[27] 金鏵・厳雯『両法執行中的問題与探討』（群衆出版社、1982年）60頁。このほか、張軍「論形勢与定罪量刑」趙秉志・張智輝・王勇・趙国強編『全国刑法碩士論文薈萃（1981届－1988届）』（中国人民公安大学出版社、1989年）75～

「社会形勢が行為の社会危害性の大小に影響を及ぼし、量刑時に考慮すべきことは、わが国刑法学界の一部の学者のコンセンサスとなっている」[28]という。

そのため、厳打期により重い刑罰を科しても、刑法4条および5条が定める法の下の平等と罪刑均衡原則には反しないというロジックが展開される。まず法の下の平等について例えば馬天山は、「司法実務においては、『厳打』期と非『厳打』期における量刑の違いが生じ得り、これは表面的には不平等の嫌いがありそうであるが、第1に、こうした違いは刑法所定の量刑の枠を限度としており、決してそれを越えてはならず、第2に、『厳打』期において犯罪にわりあい重い処罰を科すことは、社会の実際的状況に基づき確定したことであり、『刑法』の量刑の枠の自然空間が包摂し得るものであるため、実質的には、それらはやはり平等である」[29]とする。また罪刑均衡原則についても、例えば馬克昌は「こうした犯罪自体が、いずれも社会治安に由々しき危害を及ぼす犯罪であり、社会治安の形勢が厳しい状況の下では、それらの社会危害性の程度も増大し、法に従い重きに従って処罰することは、まさにその犯行と負うべき刑事責任と均衡している」[30]と論じる[31]。

76頁、趙秉志「“厳打”中刑法適用若干問題研討」『厳打中的法律与政策適用』65頁なども同旨。

[28] 馬克昌「関於“厳打”的刑法学思考」『刑法学文集（2001）』234頁。趙秉志「対『厳打』中幾個法律関係的思考」人民検察2001年9期（CNKI）25頁も同旨。

[29] 馬天山「従困惑的必然走向必然的頓悟――“厳打”方針的実践原則与完善思弁」『厳打中的法律与政策適用』147頁。

[30] 馬克昌・前掲注（28）236頁。

[31] なお、こうしたロジックに対しては、学界はもとより、実務においても批判の声が挙がっている。例えば、王暁光（中央政法委員会研究室処長）は厳打だからといって犯罪の社会危害性が大きくなるというロジックには根拠がないと批判する（「関於我国刑事政策的幾個問題」検察業務指導2003年4期11～12頁）。また学界においても、例えば顧蕭栄・遊海東は「『厳打』の重きにかつ速やかには、同罪異罰、量刑の前後不一致を招き、事件処理の質を軽視するのみならず、厳格な法律執行からも乖離し、罪刑均衡原則に悖り、司法の公正に悖る」と批判する（「20年来中国刑事政策的回顧与研究」『刑法学文集（2003）』899頁）。

そして、「形勢は客観的に存在しているものであるが、形勢の善し悪しを観察・評価するに当たっては、人々の立場、観点および方法により異なり、結論が異なることは常であ（る）」[32]という指摘が示すように、「形勢」は判断によって導き出される。それでは誰が「形勢」を判断するのか。それは党である。このことは、「ある行為の社会危害性が犯罪の程度に達しているかを決定するには、刑事政策の指導から離れることはできない。例えば、刑法規定が包括的な構成要件であれば、その具体的内容については刑事政策が形勢および具体的状況に応じて確認するほかない」[33]、「刑法は懲罰の手段を用いて犯罪と闘争する重要な法律であり、その内容は必ず階級闘争の形勢を正確に反映し、社会政治、経済、文化的生活のニーズを反映し、党の方針・政策の要求に従わなければならない」[34]という指摘から読み取れよう。

以上の量刑論によれば、党が目下の「形勢」は芳しくないと判断すれば、それだけ量刑を重くしなければならないことになる[35]。その結果、これまで社会危害性が小さいために犯罪とされてこなかった行為も犯罪とされ、また従来から犯罪とされてきた行為も、より重い刑罰が科されることになる。そして、「形勢は任務、方針、政策を決定し、刑法の適用は必ず方針・政策の指導に従わなければならない。この道理はわりあいはっきりとしている」[36]という指摘から明らかなように、党が判断するところの「形勢」は、「任務、方針、政策」により示される。

このように、党の形勢判断により量刑相場が変動することが、理論的に正当化されているのである。このことはとりもなおさず、裁判が党の道具となるべきことが、刑法理論に組み込まれていることを示していよう。

かかる量刑論が中国刑事司法の実践に極めて適合的であることは、こ

---

(32) 樊鳳林「試論刑罰適用与形勢（上）」政法論壇1993年５期30頁。

(33) 聞長智「論我国基本刑事政策」趙秉志等・前掲注（27）72頁。

(34) 王伝生「適用刑罰与適応形勢」法学研究1981年６期４頁。

(35) ここでは、治安の悪化に対しては重罰化をもって臨むことが当然の前提とされている。

(36) 崔慶森・袁作喜「論懲辦与寛大相結合的基本刑事政策」法学研究1981年３期40～41頁。

れまでの考察から明らかであろう。すなわち、「長期にわたり、治安形勢の善し悪しは一貫してわが国の司法実務において量刑の軽重を決定する根拠となっており、治安形勢が悪化すれば、必然的に『厳打運動』と『専項闘争』が繰り広げられ、『重きに従う』が政策化されている」(37)という指摘が示すように、厳打はまさにその現れである。

5.3　厳打の賛否をめぐる論争概観

本節では中国の刑事司法当局（いわゆる［官方］、以下「当局」と呼ぶ）および学界における厳打の賛否をめぐる論争の対立構造を整理する。ここでこうした作業を行うのは、法に従い重きにかつ速やかに打撃を加えるというスローガンが示すように、裁判が道具になることが厳打の本質的特徴であるため、本論争の検討を通じて、以下に見る各論者・説の裁判観を間接的に映し出すことができると考えられるからである。

厳打の賛否をめぐっては、中国の学界において90年代後半から徐々に注目を集め出した。83年厳打開始時には、厳打を正面から否定する見解は公の場では展開されなかった(38)が、今日においてはこうした見解も公の場に登場しており、厳打の賛否が学界の一大論点となっている。このことを示すように、中国法学会刑法学研究会では、2001年に厳打そのものが、また2003年には厳打を含む刑事政策が年次大会のテーマのひと

(37)　胡雲騰『存与廃――死刑基本理論研究』（中国検察出版社、2000年）216頁。なお、著者は同時に「しかしながら、わが国の如何なる刑事立法文書においても、悪い治安形勢をもって重きに従って量刑する根拠とする文言は見あたらず、さらには重きに従って死刑を適用する根拠とすべきとの記述は存在しない」と指摘し、「形勢」を量刑事情のひとつとすることを批判する。

(38)　「重きにかつ速やかに」の方針に対する批判の声は、当初からあったといわれている。すなわち、「1980年、彭真同志は復職してすぐに、はっきりと重大刑事犯罪には法に従い重きにかつ速やかに懲らしめる方針を実施しなければならないと提起した。理解を示さない同志もおり、ひいては『四人の共産党員』の名義で党中央に手紙を送り、法に従い重きにかつ速やかにに反対した」と（劉復之「“厳打”就是専政――記小平同志対“厳打”的戦略決策」『検察年鑑（1992）』３頁）。しかし、90年代前半までにおいて、こうした厳打否定論は、厳打支持者がそれを批判するために持ち出されるものであって、否定説が自己の議論を展開するためのものではなかった。

つとされた[39]。

本論争における各論者の主張を、筆者なりに整理すれば、①肯定説、②反省説および③否定説に分けることができる。中国においても３つの説に分類されている[40]が、ここで「筆者なり」というのは、各論者の論旨の理解・整理が、中国の論者のそれと異なるからである。例えば、最高検の調査チーム「厳打」刑事政策研究課題組（以下、「最高検課題組」と呼ぶ）は各説の論旨を次のように整理する。すなわち、①肯定説は、厳打には問題も存在するが、それよりもメリットがはるかに大きいとして、引き続き厳打を行うべし、とする。②折衷説は、厳打については基本的に肯定するが、厳格に法に従い事件を処理していない、警察・検察・裁判所の合同事件処理などの問題点を指摘する。③否定説は、厳打は犯罪闘争の法則に違背しており、一般予防のみならず特別予防にもマイナスであり、しかも人権侵害を引き起こしやすく、マイナス面が顕著である、と。

しかし、この整理によれば、肯定説と折衷説に大差はないと考えられる。実際、厳打に問題はあるが、基本的に厳打を肯定する点について、両説は一致している。また、後に明らかにするように、今日においては、厳打の実践において生じた問題を是正し、厳打を修正していかなければならないという点でも両説は共通する。つまり、上の整理によれば、両説の間に質的な相違を見いだすことはできず、その区別は批判の程度の差にすぎない。

しかし私見では、最高検課題組の整理によると折衷説にカテゴライズされると目される論者の中には、どのように厳打を修正するかという点について、肯定説とは異質の主張を展開する者がいる。すなわち、肯定説は基本的にこれまでの厳打の維持を唱える。これに対し、いわゆる折

---

(39) 『刑法学文集（2001）』、『刑法学文集（2003）』参照。

(40) 中国の学界における呼称は統一されていないが、内容はほぼ共通している。例えば、遊偉および謝錫美は①肯定説、②反省説、③反対説に分け、最高検が組織した調査チーム「『厳打』刑事政策研究課題組」は①肯定説、②折衷説、③否定説に分けている（張穹主編『“厳打”政策的理論与実務』（中国検察出版社、2002年）247頁（遊偉・謝錫美執筆）、課題組「“厳打”刑事政策研究」張智輝・謝鵬程主編『中国検察（第４巻）――刑事政策与証拠規則』（中国検察出版社、2004年）79～80頁参照。

衷説の中には、表面的には厳打を支持しつつも、その修正プランにおいては、これまでの厳打を「骨抜き」にする、全く異質の「厳打」を提案している論者がいる。それは端的に厳打から「裁判＝道具」の典型的表れである「重きにかつ速やかに」という内容を排除しようとする。これが本稿で反省説と呼ぶ主張であり、その論旨を単純化して表現すれば、これまでの厳打を反省して、換骨奪胎を図ろうとするものである。

ではなぜ反省説は「面従腹背」ともいうべき回りくどいやり方を採っているのか。それは、政治運動である厳打に対して正面切って異を唱えることのリスクが大きいと認識されているからである。曰く「現在の厳打について、私は本音をいえば、異を唱えることはできないが、それを支持していない」(41)と。つまり、反省説はいわゆる「政治的配慮」から厳打反対を直截的に表明していないだけである。反省説の表現は否定説とは異なるが、厳打に対する態度に質的な違いはない。そして、このように肯定説と反省説を区別した場合、肯定説は実務および学界の――政治的プレッシャーのため、それが本当に多数説であるかは別として表面的には――「多数説」になるものと目される。以下では各説の代表的論者の主張に則して論争を検討する。

5.3.1　肯定説

本説の典型的な主張は、83年厳打を総括・評価する蕭揚主編『中国刑事政策和策略問題』(42)に見られる。なお、蕭揚は現最高裁所長であり、

(41)　『刑事政策検討』35頁（曲新久報告「厳打的刑事政策分析」についての質疑応答における梁根林のコメント）。また、「このように重要な国家政策に対して、学界の研究はあまり多くない（このことは文革の教訓と関係がある。文化大革命という災難において、数え切れない無実の者が、言論のために『反党、反社会主義、反革命』の罪名ないしはその他のでっち上げられた罪名をかぶせられ、迫害を受け、監禁され、ひいては殺害された。こうした悲惨な経験は、数代にわたるインテリゲンチアにぬぐい去ることのできない恐怖感を植え付け、そのため、政治問題に関わることを恐れるようになった）」（カッコ内は原文脚注部分）という指摘もある（汪明亮「現実基礎与理性思弁：評厳打刑事政策」『刑事政策検討』208頁）。

(42)　蕭揚主編『中国刑事政策和策略問題』（法律出版社、1996年）156、174～176頁。

出版当時は司法部長であった。

同書は、83年厳打およびその後の厳打の実践から見て、「犯罪とは各種の消極的現象の総合的反映であるため起伏はあるが、この方針（厳打を指す）が徹底執行されているときは、犯罪情勢は抑制されており、犯罪のリバウンドの範囲・程度も小さいことは事実が証明するところである」とした上で、「これが完全に正しい方針であることは実践が証明するところである」とする。そして83年厳打を振り返り、「社会治安に由々しき危害を及ぼす犯罪者に厳しく打撃を加え、社会治安の異常な状態を転換させるとともに、その効果は社会治安回復の範囲をはるかに超え、政治、経済、社会、思想などの多方面・領域にわたり、積極的作用および深遠な影響を生み出した」と総括した上で、その「積極的作用および深遠な影響」を以下の５点にまとめる。すなわち、①人民のために害を取り除き、億万の人民大衆の支持を獲得したこと、②重大刑事犯の気炎に打撃を加え、不安定要素を取り除き、生産力の発展および経済建設にプラスな社会環境を創造したこと、③人民大衆の適法性観念を強化したこと（判決宣告大会、座談会、展覧会などを通じた法制教育）、④犯罪者を震撼させ、不穏分子に警告を与え、大量の非行少年を更生させ、犯罪の発生を減少・予防したこと、⑤政法隊伍を鍛錬し、法制建設を促進したこと、である。

このように同書は、厳打の積極面のみを論じ、消極面については論じておらず、生粋の肯定説であると位置づけることができる。

しかし、厳打の消極面に目を向けないこうした論調は、90年代後半以降影を潜め、実務家の多くが厳打の問題点を指摘するようになる。例えば、貴州省高裁所属の鄒偉・張徳昌・陳文全は次のように論じる[43]。すなわち、厳打を長期的に堅持し、厳打を土台として社会治安総合対策を行わなければ、国家の安定と秩序を維持することはできない。他方で中国はWTOに加盟しており、また国際社会にとけ込むためには、厳打においても罪刑法定原則、無罪推定原則、人権保障原則を堅持しなければならない。そのためには、厳打の実践において生じた次のような問題

[43] 鄒偉・張徳昌・陳文全「論新時期的“厳打”方針」貴州警官職業学院学報2002年３期（CNKI）14頁以下。著者等が裁判官であるかは不明である。

を是正しなければならない。それは、①法の枠内で厳打を行うこと、②厳打期間中は重きに従わなければならないが、一律に最高刑を科すように、刑法所定の加重減軽を無視してはならない、③速やかにを追求するあまり、手続を軽視してはならない、④政法委員会による事案解決の調整は必要であるが、過度に多用してはならない、また合同事件処理は絶対に行ってはならない、などである(44)。

また、学界における本説の支持者に目を移すと、例えば中国刑事訴訟法学の重鎮、陳光中は次のように論じる(45)。「厳打と司法の公正には、確かに相互対立の一面があることも否定できない。なぜなら、厳打はつまるところ、犯罪抑止を主な目標とするものであり、犯罪抑止と人権保障の間には天然の矛盾性が存在し、法が被疑者・被告人に賦与した合法的権利は往々にして、被疑者・被告人が捜査・訴追機関に対抗して訴追を逃れる盾となり、よって、犯罪訴追の効率および効益を上げるために、各国は犯罪への打撃力を強化するときに、往々にして被疑者、被告人の権利に一定の制約を加え、手続正義の実現に一定の消極的影響を与えている」。手続的公正についていえば、例えば事前介入、共同事務処理、被告人の弁護権の制限などである。また、実体的公正においても、誤判の可能性の増大、証拠が網羅的でなくなること、証明基準の引き下げなどの問題がある。しかし「たとえこのようであっても、私見では、厳打に一定の欠陥があることを理由に、厳打の存在の必要性を否定することは不当である。その理由は簡単である。すなわち、安定した安全な社会秩序は社会が存在する前提および基礎であり、また個人が生存する前提および基礎でもあり、安定した社会秩序を欠くと、社会の存続および発展が困難になるばかりか、市民個人も生存・発展しがたいからである」と。また孟慶華も同様に、次のように論じる。すなわち、「『厳打』の重要な積極面は、悪事の限りを尽くし、危害が極めて大きい多くの刑事犯

(44) このほか、劉敏「略論当前“厳打”闘争的適時性与必要性」青少年犯罪問題1996年５期（CNKI）16頁以下、黄祥青「“厳打”刑事政策的掌握与運用」政治与法律2001年６期23頁以下（著者は上海市高裁所属）なども厳打の問題点を指摘するが、結論としては厳打を支持する。

(45) 陳光中「厳打与司法公正的幾個問題」中国刑事法雑誌2002年２期５～６頁。

を法の網に入れ、犯罪者の増長する気炎に厳しく打撃を加えることである。他方、『厳打』の消極面、すなわち一面的に『厳打』を強調することは、人権保障にマイナスであり、また刑法の公正さを損なうなどは、司法実務における不当なやり方であるが、避けがたいものではない。しかも、『厳打』の消極面は積極面よりもはるかに少ない」(46)と。

このように、近時の本説は、人権保障や公正といった価値の面でのマイナスを認めつつも、厳打がもたらす実際的利益（治安の回復・維持）が大きいため、それを肯定していると把握することができる。すぐれて功利主義的な発想であるといえよう。こうした思考様式を反映し、この立場から展開される修正プランは、司法が厳打に参加するという「重きにかつ速やかに」を否定するものではない。例えば、警察首脳は近年、厳打改善のために「４つの転換」を打ち出した。すなわち、①規模について、広範囲にわたる統一的行動から、細分化した地域毎の特別行動への重点シフト、②方式について、集中的統一行動からルーティン・ワークでの取締りへの重点シフト、③手法について、人海戦術に依拠した野放図運営から、科学的手段に依拠した長期的効果メカニズムの樹立、および基本業務［基礎工作］強化への転換、④成果評価について、数字のために法を蔑ろにすることを防ぐために、量的指数から質的指数への重点シフトである(47)。つまり、①対象地域の限定、②厳打のルーティン・ワーク化、③基本業務の強化（社会治安総合対策につながる）、④「従重従快」と「依法」の統一、である(48)。こうした警察首脳の方針転換の背景には、厳打は犯罪の対症療法にすぎず、これまでその陰に隠れて見落とされがちであった犯罪予防（その具体的施策は社会治安総合対策）こ

(46) 孟慶華「“厳打”闘争的弁証思考」梁根林・張立宇主編『刑事一体化的本体展開』(法律出版社、2003年）337頁。このほか、史煥章「依法専政和依法“厳打”――学習鄧小平法制理論的体会」法学1996年８期２頁以下、樊鳳林「論厳打政策」公安研究2003年４期66～67頁なども同旨。

(47) 劉学剛「“厳打”留下的遺憾」瞭望新聞週刊2003年32期（CNKI）47頁。

(48) 同様の見解として、李双其「福建省“厳打”工作調研報告」中国刑事法雑誌2002年２期94頁、金誠「再論“厳打”的属性定位与価値分析」江西公安専科学校学報2002年２期（CNKI）50頁、王禄維「創新発展厳打思想　確保社会長治久安」公安研究2003年11期27～28頁などがある。

そが犯罪の根治療法であるという刑事政策論上の発想の転換[49]がある。

5.3.2　反省説

本説の代表的論者である陳興良（北京大学教授）は、次のように指摘する。すなわち、「法に従い重きにかつ速やかにの政策の提起・実施は、わが国刑法を重罰化の流れに置いた。これは当時の社会治安の維持に一定の積極的役割を果たし、犯罪の発生率を幾ばくか減少させた。しかし、社会治安についていえば、刑事的鎮圧は結局のところ対症療法にすぎず、根治ではなく、根本的に犯罪を生み出す社会的土壌を取り除くことはできない。しかも、あのとき社会治安の根本的好転という目標を提起したことも、今から振り返れば、反省に値する。事実、社会治安について努力すべきは動態的な均衡である。犯罪活動が社会に動乱をもたらさず、社会の変革と発展の活力がなお維持できてさえいれば、社会治安は基本的に正常であるとみなすべきである。他方、根本的好転は量的な具体的基準を欠くとともに、実際的ではなく、人々の主観的願望にすぎない。法に従い重きにかつ速やかにの刑事政策を実施してすでに10年以上経っており、理論的にこの刑事政策を反省する時期である。我々の考えでは、法に従い重きにかつ速やかにの刑事政策はすでに10年以上実施しており、一定の成果を得たが、理想的な犯罪対抗の社会効果を達成しておら

---

[49] 先述（2.2.1参照）のように社会治安総合対策は1979年段階ですでに打ち出されており、また中共中央・国務院「社会治安綜合治理の強化に関する決定」（1991年２月19日）では「わが国の社会治安問題を解決するための根本的な活路」（中共中央文献研究室編『十三大以来重要文献選編（下）』（人民出版社、1993年）1444頁）であると位置づけられたが、そのための諸施策の実現は遅れていた。例えば、北京市中心部において警察官による街頭パトロールが正式に開始したのは1995年のことであった（張暁秦・趙国玲主編『当代中国的犯罪与治理』（北京大学出版社、2001年）71頁参照）。しかし、近年においては警察首脳のみならず、中央の政策決定者も社会治安総合対策が犯罪対策の根本的措置であると強調するようになっている。先に指摘したように、01年厳打に「整治」が付け加えられたことはその証左である（4.3.1参照）。また、2002年に中共中央・国務院「社会治安綜合治理のさらなる強化に関する決定」（９月５日）が出されたことも、その表れである。

ず、適度に調整すべきである。この調整の方向は、軽罰化であ（る）」[50]と。つまり、厳打は実際に犯罪率の低下という成果を挙げたが、厳打により重罰化が進んだこと、および厳打は対症療法にすぎないという消極面が指摘されている。

また、最高検課題組は次のような問題点を指摘する。すなわち、「歴代の『厳打』においてはまた検討すべきいくつかの問題が露わになった。例えば警察・検察・裁判所の合同事件処理、『厳打』を一面的に強調し、『法に従い』をあまり重視しないこと、一部の地方では『厳打』を絶対化、単純化していること、一部の地方では社会治安総合対策活動が根付いておらず、打撃を加えながら犯罪が生じている状況であること、『厳打』刑事政策と他の刑事政策との調整が十分になされていないこと」[51]である。

このほかにも次のような問題点が指摘されている（肯定説と重複するものが大半であるが、煩を厭わず挙げておく）。すなわち、「党・政府指導者が『厳打』の成果を顕示するために、現実を顧みずに勝手気ままにノルマを課し、任務の負担を重くし、犯罪の法則を顧みずに検挙件数と検挙期限を融通なく定め、一部の末端の司法部門は対応に疲れ、警察力の不足、経費の有限性、装備の立ち後れなどの原因も加わり、事件処理において訴訟手続を軽視し、ひいては拷問による自白の強要、証拠の違法収集を行っているところもある」[52]、「政法機関の如何なる法律執行活動も、法的根拠がなければならず、これまでのように『運動ではない運動』を行い、気勢を巻き上げ、違法行為・犯罪者を震撼させるために恣意的に大量の人を捕まえ拘束し、ひいては『蒸し返し』[回頭看]、大規模な『公開勾留』、『公開判決宣告』、市中引回し、死刑の集中執行などの非文明的なやり方を徹底的に改めなければならない」[53]などであ

---

(50) 陳興良「刑事政策視野中的刑罰結構調整」法学研究1998年６期50～51頁。なお、こうした考え方は、高銘暄・陳興良「面対市場経済的刑法学研究」蘇恵漁・単長宗主編『市場経済与刑法――1993年刑法学術討論会論文集』（人民法院出版社、1994年）40～41頁ですでに示されている。

(51) 課題組・前掲注（40）82頁。

(52) 陳興良「“厳打”中如何掌握刑事政策」『厳打中的法律与政策適用』84頁。

(53) 丁衛強「以法治的精神指導“厳打”」遊偉主編『華東刑事司法評論（第５巻）』（法律出版社、2003年）12頁。

る。

こうした問題認識に基づき、反省説は厳打改造プランを提示する。それは次の２パターンに整理することできる。すなわち、⑴「従重」から「従厳」への転換、および⑵厳打のルーティン・ワーク化である。

⑴　「従重」から「従厳」への転換

最高検課題組は、先の問題認識に基づき、厳打を［依法従重従快］から［依法従厳従快］に改造しなければならないとし、次のように論じる[54]。すなわち、これまでの厳打の実践から見て、「重きに」について次の２点の誤解が生じている。ひとつは、「重きに」を重罰主義と混同し、厳打期においてはできるだけ重い刑罰を科す。もうひとつは、判決においてのみ「重きに」を行い、刑事手続の各段階における厳格な法律執行が軽視されている。「したがって、我々の考えでは、『従重』を『従厳』に調整した方がより適切である。『従厳』の基本的内容は厳しい打撃と厳格な法律執行である」と。なお、ここで、「従厳」とは主に以下のことを指す。すなわち、検挙率を上げ、犯罪増加を抑制し、予防措置を強化し、人民大衆の安全感を向上させること、および立案、捜査、勾留、起訴、裁判、執行の各段階において法律を厳格に執行し、誤りや遺漏を防ぎ、刑事司法の公正性を保障することである。

つまり、この改造プランによれば、新しい厳打の内容は、厳打期に重く処罰することではなく、行政による犯罪対策の強化、および法の徹底遵守ということになる。他方、司法の厳打参加の典型的現象である「重きに」については明確に否定されている。これは、「重きに」が「刑事司法の公正性」を損なうという認識に基づくものと読める。他方、「速やかに」については、法定期間内に「着実」および「正確」に迅速に犯罪事実を明らかにし、正しく法律を運用し、犯罪者を懲らしめなければならないとする。

これに対して、周長軍は「法に従い重きにかつ速やかに打撃を加える」厳打を「法に従い集中的に打撃を加える」厳打に転換すべきと主張とし、

---

[54] 課題組・前掲注（40）138頁。このほか、高維倹「当前犯罪動態変化是“厳打”決策的重要依据」青少年犯罪問題1996年５期（CNKI）18頁以下も同旨。

厳打から「重きに」のみならず、「速やかに」をも取り除く[55]。すなわち、「刑事犯罪への打撃はどのようなときであろうと、また誰に対してであろうとも、刑法および刑事訴訟法の規定に厳格に照らして、統一的かつ平等におこなわなければならず、(量刑上) 厳しくなったり緩やかになったり、(訴訟手続上) 迅速になったり緩慢になったりしない」(カッコは原文) と。他方、「集中的打撃」とは、これまでの厳打でも行われてきた「統一行動」を指す。しかし、ここでは「重きに」と「速やかに」が取り除かれているため、「集中的打撃」とはいえども、これまでのそれとは異なり、行政領域に限定された一斉取締活動ともいうべき内容となる。このように「従厳」への転換の主張は、「統一的かつ平等」な法適用を追求としており (法的安定性の追求と言い換えることができよう)、厳打が裁判に影響することを否定する。

⑵ 厳打のルーティン・ワーク化

これは元々、儲槐植 (北京大学教授) の次のような議論を論拠としている[56]。すなわち、儲槐植は刑法典改正の議論において、「厳」と「厲」という 2 つの概念を用い (「厳」とは、刑法規範が細密であることを、また「厲」とは、刑罰が厳しいことを指す)、現在の刑法は「厲而不厳」(重罰だが規範は細密ではない) であるが、刑法は「厳而不厲」(規範は細密であるが罰は重くない) であるべきと主張した。そして、なぜ「厳而不厲」でなければならないかについては、次の 3 点の理由を挙げる。①刑罰の目的。大多数の者を改造できるという立場に立てば、「必然的に刑罰適用による犯罪者の改造を重視することになる。改造は罪を認め、法に服することを前提とし、法に服するための条件は罪刑均衡である。したがって、刑罰は適切なものでなければならない。特別予防は決して一般予防の手段ではなく、一般予防は特別予防の必然的結果である」。②功利主義的発想。まず、刑罰の犯罪抑制作用には限界がある。また、

---

[55] 周長軍「博弈、成本与制度安排――厳打的制度経済学分析」『刑事政策検討』306～307頁。

[56] 儲槐植「厳而不厲：為刑法修訂設計政策思想」同『刑事一体化与関係刑法論』(北京大学出版社、1996年) 305頁以下。

犯罪率には人為的要素（例えば窃盗について、犯罪として処断する額の高低により犯罪率は上下する）があり、低ければ低いほど良いわけではない。最後に、「打撃力不足」は、刑罰が軽いことだけではなく、犯罪として処断すべきを処断しないことも含まれる。したがって、長期的な社会効用を見れば、「厲而不厳」よりも「厳而不厲」がすぐれている。③時代の趨勢。現代社会の刑法改革の潮流は、非犯罪化および非刑罰化である。これは犯罪原因論の発展、刑法の機能に対する反省および社会の現実的承諾によるものである。しかも、刑罰が重ければそれだけ良好な社会効果が得られるわけではないことは、一部の国の刑事立法が示すところである。

こうした議論に依拠しつつ、例えば劉仁文（中国社会科学院研究員）は次のように議論を展開する。すなわち、「厳打については、犯罪者に重きにかつ速やかに厳しく打撃を加えると、一面的に理解してはならず、政策の連続性の維持の下で『厳而不厲』を達成すべきである。すなわち、常態的に各違法・犯罪行為を速やかかつ力強く処理し、ある特殊な時期に、ある犯罪者についてかけ離れた懲罰を科すのではない」[57]と。

また、王暁光（中央政法委員会研究室処長）も、主に次の３点の改造プランを論じる[58]。①経常的打撃を厳打の主な形式とする。具体的状況に基づき集中打撃活動を展開することは必要であるが、平時の打撃と予防に力点を置くべきである。「何度『厳打』闘争を展開しようが、表

---

[57] 劉仁文「両年厳打：回顧与反思」『刑事政策検討』345頁。このほか、張紹謙「反思刑法“厳打”方針　維護社会長治久安」鉄道警官高等専科学校学報2002年４期（CNKI）９、12頁、厳励「“刑事政策”的理性審読」上海大学学報（社会科学版）2004年４期（CNKI）５頁以下も同旨。また、陳興良も「厳而不厲」を支持する（「刑事法治視野中的刑事政策」『刑事政策検討』141～142頁参照）。

[58] 王暁光・前掲注（31）10～12頁。なお、中央政法委員会研究室は2004年２月16日の『法制日報』誌上で「関於建立健全厳打日常性工作機制的綜合調研報告」（「厳打のルーティン・ワーク化メカニズムの健全化に関する総合的研究報告」）を発表した。そこで同研究室は、厳打をルーティン・ワークとしなければならないと主張した。これは、この改造プランと同様の議論のように見えるが、そこでは「法定の量刑の枠内で、法定期限内に重きにかつ速やかに」も提起されていることを看過してはならない。同研究室としては肯定説に立つものといえよう。

面的にはどれだけ盛大であろうが、ルーティン・ワークにおいて、社会治安に由々しき危害を及ぼす犯罪者に意識的に法に従い重きにかつ速やかに打撃を加えなければ、形式主義としかいえず、『厳打』方針の基本精神に背馳することになる」。②訴追能力の向上。ベッカリーアやレーニンによると、犯罪対策にとって重要なことは、「刑罰のきびしさではなく、刑罰の確実さである」[59]。また、近年の厳打における大衆の不満は、刑罰の厳しさが足りないことではなく、科刑が迅速ではなく、多くの犯罪者が法の網から逃れていることである。③刑罰の平等性と厳粛性の維持。目下の際立った問題は、厳打期と通常期において量刑が異なることである。「これは社会主義的適法性の尊厳と統一を損なうばかりか、『厳打』の効果にも影響を及ぼし、社会の長期的安定にマイナスである。……刑事司法の尺度を統一し、軽重のアンバランスに反対し、刑事政策における公平と正義を実現しなければならない」。

つまり、厳打のルーティン・ワーク化を求める議論においては、厳打期と通常期に取締り、科刑、手続の進行速度に違いがあるのは法の公正性に反するとし、常に法に従い重きにかつ速やかに犯罪者を処罰しなければならない、とするのである[60]。厳打期と通常期に法適用の差異があるのは公正ではないという点では(1)と同じであるが、ここではキャンペーンを行うことも否定されている。このようにこの議論は、司法領域のみならず、行政領域においても法的安定性を追求しており、近代法的思考様式に基づき(1)をさらに発展させたものと位置づけることができる。

5.3.3　否定説

否定説はその主な論拠を功利主義的発想に求めるものと、近代法的思

---

[59] ベッカリーア（風早八十二・五十嵐二葉訳）『犯罪と刑罰』（岩波書店、1938年）114頁。

[60] ただし、前節で見たように、形勢により社会危害性が変わるというのは中国刑法理論の通説であるため、多くの刑法学者は、厳打期と通常期において量刑が異なることは、刑法の公正性を損なわないとする（例えば、馬克昌・前掲注（28）234頁、趙秉志・前掲注（27）65頁、趙炳寿・漆昌「論“従重”与刑事実体公正」『刑法学文集（2001）』364頁など）。

考様式に求めるものとに大別することができる。最高検課題組が本説の代表的論者として掲げた程応需の議論[61]は、前者である。以下ではまず、その議論を見る。

程応需は厳打にはメリットだけではなく、デメリットもあり、後者の方が大きいため、今後は厳打を控え、社会治安総合対策に力を入れるべきであるとする。すなわち、そのメリットとは、①犯罪者を震撼させる効果があること、②科刑の確実さをかなり実現できること、および③迅速な科刑をかなり実現できることの３点である。これらについては説明する必要はなかろう。

他方、厳打のデメリットとは次の３点である。①「戦役」というやり方は、犯罪闘争の法則に違背する。すなわち、特定期間に集中して犯罪に「打撃」を加えるということは、それ以外の期間においては犯罪への「打撃」が弛緩していることになり、犯罪増加→厳打→犯罪減少→弛緩→犯罪増加の悪循環に陥る。②重罰は刑罰の威嚇力を左右する社会倫理の土台を損なう。すなわち、刑罰は公平や正義といった社会倫理に合致しなければ最良の社会効果を発揮することができない。しかして、厳打において重く処罰された者に対して、社会の公衆の中には非難するどころか、「『厳打』でなければこの事件はこんなに重く処断されるはずがない」と同情する者すらいる。このように本来ならば非難されるべき犯罪者が同情されており、社会における法の権威に対する尊重が弱まり、刑罰の犯罪予防の効果が大幅に割り引かれる。③厳打は一般予防のみならず、特別予防にもマイナスである（反省説⑵で紹介した儲槐植の議論と同様の内容である）。

そして、程応需はメリットとデメリットを比較し、「『厳打』のマイナスの効果は非常にはっきりとしており、それは『厳打』方針に内在する問題が直接的に決定していることである。全体的に見て、『厳打』はメリットよりもデメリットの方が大きく、一時的な結果を得ることはできるであろうが、長期的な視点に立てば、『厳打』は社会治安問題の根本的解

---

[61] 程応需「透過“厳打”的利弊得失、再看我国預防犯罪的長期戦略」馬松建・史衛忠主編『刑法理論与司法認定問題研究』（中国検察出版社、2001年）117頁以下。

決に役立たないばかりか、社会全体の犯罪予防計画の総体的実施にもマイナスである」と結論づける。

このように、程応需の議論は功利主義的発想に基づき、厳打を否定するのである[62]。ここには反省説で見られた法的安定性や司法の公正（独立）といった発想は稀薄である。この意味で、議論の枠組みとしては肯定説と軌を一にするものと位置づけることができる。

他方で、近年においては近代法的思考様式を法の原理と捉えた上で、厳打を正面から否定する議論が登場した。以下では、最も痛烈に厳打を批判する高超の議論を見よう[63]。その論拠は、主に①法治の破壊、②厳打により生じる社会問題の２点である[64]。

まず、①については次のように論じる。すなわち、「『法に従い重きにかつ速やかに』は司法機関に対して、『厳打』プロセスにおいて、『法に従い』でなければならないことのみならず、同時に『重きにかつ速やかに』でなければならないことを要求する。これが、一方を立てれば他方が立たないという論理的難題であることは明らかである。すなわち、刑法の謙抑性および人道主義が説く『判決を下さなくてもよい者は判決を下さず、死刑に処さなくてもよい者は死刑に処さない』と『重きにかつ速やかに』が要求する『捕まえなくても捕まえてもいい者を捕まえ、判決を下さなくても下してもいい者に判決を下す』、訴訟期限が要求する

---

(62) 劉華「論法定刑的適度与協調原則――兼評重刑化説与軽刑化説」政法論壇1993年３期91頁も程応需に近い議論を展開する。

(63) 高超「“厳打”的過去、現在与未来」梁根林等・前掲注（46）322頁以下。このほか、馮衛国「“厳打”政策的理性分析」『刑法学文集（2001）』326～331頁、王文元「“厳打”釈疑」社会2001年５期（CNKI）46頁、蒋瑋・郜占川「“零点”行動与公開逮捕質疑――兼論“厳打”的弊端」甘粛農業2003年５期（CNKI）46頁なども同旨。また、馮玉軍・張超「“厳打”的法理学思考」人大研究1997年５期（CNKI）10頁以下も近代法的思考様式に基づき厳打を批判するが、同時に法と経済学の立場からも批判を加えている（法と経済学の立場からの批判を全面的に展開したものとして、馮玉軍・賀小平「“厳打”的法律経済学分析」蘭州大学学報（社会科学版）1997年４期（CNKI）53頁以下参照）。

(64) このほか、社会治安総合対策の重視が声高に叫ばれているにも拘らず、現実としてはそのための措置が十分に講じられていない点も論じているが、厳打批判に直接つながるわけではないと考えられるため、ここでは取り上げない。

『速やかにすべきは速やかに、ゆっくりとすべきはゆっくりと』と『一律に速やかに』の間の内在的矛盾は明らかに協調・統一することはできない。『法に従い』と『重きにかつ速やかに』の矛盾は、計画経済から市場経済へと転換する過渡期の今日における、『法律至上』と『法ニヒリズム』という2つの価値観の深層における衝突であり、『法治』と『人治』という国家統治策の苦渋に満ちた選択である。……先述のように『法に従い』と『重きにかつ速やかに』の両者の矛盾を調和させることはできず、実施を徹底させた結果は、当然に司法実務において各自がバラバラに行うことや、法律執行基準の不一致であり、これにより法の公正性と安定性が由々しく損なわれるばかりか、民衆の心にあるべき法の権威を失うことになる」。

また②については、厳打自体にしかるべき公正性についての配慮が欠けているため、以下の3点の問題が生じているとする。まず、厳打期には人的資源および物的資源が集中的に厳打に投入されるため、民事事件の審理遅延を招く(65)。そのため、本来ならば民事訴訟で解決されるはずの矛盾が激化し、新しい犯罪が生じる（いわゆる［民転刑］（民事紛争が刑事の問題に発展する）の発想）。次に、厳打は警察・検察・裁判所に相互協力を要求するため、「裁判所はそのしかるべき中立性・独立性を放棄し、起訴ひいては捜査段階に事前に介入し、警察や検察院と共同で犯罪訴追の権能を担う。裁判官ももはや公正な裁判者ではなく、法廷上の第2の検察官であり、しかるべき対抗・制約の法廷を失い、中世の『糾問主義』裁判方式へと堕落する」。最後に、各地の看守所や監獄は深刻な定員超過の問題に直面し、「監獄は犯罪者の教育・改造の権能を全く担うことができず、赤裸々な懲罰機構に成り下がっている」。

その上で、「『法に従い重きにかつ速やかに』を内容とする『厳打』は、論理的にも司法実務においても、法治原則からの乖離をはっきりと露呈しており、わが国において従来から危うかった法に対する信仰が強い衝撃を受け、深層レベルにおける法道具主義的思考を反映している」とし、「わが国の『現代化』建設に直面し、依法治国の方針の徹底、法治国家

(65) この点については、馮玉軍・賀小平・前掲注（63）56頁がすでに指摘している。

建設という長期的目標から、『厳打』がこうした歴史（の進展）に伴い過去の遺物となることは必定である」と結論づける。

5.3.4　若干の検討

以上の各説各論者の主張を、それが依拠する思考様式に基づき整理すると、以下のようになろう。まず、実務および学界の「多数説」である肯定説は、功利主義的思考様式に依拠するものである。また、否定説の程応需もこれにあたろう。他方で、反省説と否定説の高超などは、法的安定性や司法の公正性ないしは独立に基づき厳打を批判していることから、近代法的思考様式に依拠するものといえる。

それでは、功利主義的思考様式に依拠して厳打を肯定するということは、裁判のあり方について一体どのようなことを意味するのだろうか。

それは端的に、裁判が、思考様式における目的＝手段モデルの手段と位置づけられていることを意味するものと考えられる（ここで「目的＝手段モデル」とは、「一定の目的を実現するのに最も効率的な手段を選択するという、功利主義的考慮に基づいて決定を正当化すること」を指す[66]）。すなわち、先述のように肯定説の論旨は、人権保障や公正といった価値の面でのマイナスを認めつつも、厳打がもたらす実際的利益（治安の回復・維持）が大きいため、それを肯定するというものである。これは、実際的利益（目的）を獲得するために、価値の面でのマイナスを認識しながらも、「最も効率的な手段」として厳打（手段）を選択していると解釈することができる。すなわち、これまでの厳打とは異なる選択肢があることは、反省説の議論から明らかである。しかし、肯定説の論者にとっては、厳打でなければ治安を回復・維持することはできないと把握されている。この点は、肯定説の「厳打を長期的に堅持し、厳打を土台として社会治安総合対策を行わなければ、国家の安定と秩序を維持することはできない」（鄒偉等）、および「厳打に一定の欠陥があることを理由に、厳打の存在の必要性を否定することは不当である。その理由は簡単である。すなわち、安定かつ安全な社会秩序は社会が存在する前提および基礎であり、また個人が生存する前提および基礎でもあり、

[66] 田中成明『法理学講義』（有斐閣、1994年）319頁。

安定した社会秩序を欠くと、社会の存続および発展が困難になるばかりか、市民個人も生存・発展しがたいからである」（陳光中）という議論から明らかである。つまり、肯定説にとって厳打は目的実現のための最適解なのである。肯定説の議論は、まさに目的＝手段モデルである。

そして、目的＝手段モデルに依拠して厳打が正当化されるということは、その一要素である厳打における裁判のあり方も、目的＝手段モデルにより正当化されるということになる。つまり、裁判のあり方は、法的安定性や司法の公正性（独立）ではなく、どれだけ目的実現に役立つかという思考様式により決定づけられているのである。こうした厳打正当化のロジックは、端的に裁判が道具と認識されていることを意味しているといえよう。

5.4　章結

本部冒頭でおさらいしたように、政策決定者および裁判所長といった指導的地位にある者の脳裏において、裁判は「重きにかつ速やかに」の指示を遂行すべき道具と認識されている。そして、5.1および5.2の検討から明らかなように、こうした認識は法および法理論の立場でもあると考えられる。

また、5.3で明らかにしたように、実務および学界の「多数説」が厳打を支持していることからも、「裁判＝道具」の認識が実務および学界に深く根を張っていることを確認できよう。しかもこの根は「政治」に守られているのである。

国家目的を積極的に実現する作用、それは三権分立においては行政と呼ばれる作用である(67)。したがって、中国で「司法」と呼ばれるところの裁判［審判］作用は、西洋近代法における行政にカテゴライズされることになる。そしてこのことは、中国においては司法が行政から分離しておらず、両者の間に質的な相違がないことを意味していよう。

なお、「裁判＝道具」の認識について、政策決定者、実務家および法学者は一枚岩のように見える。しかし、実際はそうでもなくなってきている。このことは、量刑論における王暁光（中央政法委員会研究室処長）

(67) 田中・前掲注（19）５頁。

による厳打期に社会危害性が大きくなるという道理はないという批判（5.2参照）、ならびに厳打の賛否をめぐる論争における反省説および否定説による厳打批判から明らかであろう。これらを裁判のあり方をめぐる認識面における変化の兆しと位置づけても差し支えなかろう。

6　「裁判＝道具」の構造

前章で指摘したように中国において裁判は道具であると認識されている。とはいえ、認識がただちに現実のものとなるわけではない。そこには何らかの仕組みが不可欠である。裁判を道具たらしめる仕組みである。それが本章のタイトルにある「裁判＝道具」構造である。本章の課題は、この構造を明らかにすることである。

この課題に迫るため、本章ではまず、党と裁判所の関係、上級裁判所と下級裁判所の関係、および裁判所内部における裁判所指導者と個別具体的事件の審理を担う裁判官の関係に着目して、これらの関係における「裁判＝道具」構造を明らかにする。しかる後に、政府と裁判所の関係を考察した上で、「裁判＝道具」構造の全体像を提示する。

以下では次の順序で論じていく。まず、どのような人物が裁判の担い手である裁判官になっているのかを明らかにする（6.1）。次に、法的決定の形成プロセスをめぐる制度を素材として、裁判が道具とならざるを得ない制度が築かれていることを明らかにする（6.2）。そして、この構造の運営を安定させる潤滑油を検討する（6.3）。最後に、政府と裁判所の関係を明らかにした上で（6.4）、「裁判＝道具」構造の全体像を提示する（6.5）。

6.1　裁判の担い手 —— 誰が裁判官になるのか？

本節では、実際にどのような人物が裁判官になっているのかを検討する。裁判の担い手たる裁判官の人物像を明らかにしようとするものである。こうした作業を行う理由は、端的に、裁判のあり方を探る上で裁判官の人物像が極めて重要な資料となると考えられるからである。

以下ではまず、法規定から見た裁判官の任用条件から、裁判官になるための資格をまとめる。しかる後に、中国における論説、裁判官募集時

の実際の応募条件および最高裁の方針から、誰が裁判官になっているのかを浮かび上がらせる。なお、裁判官の任免は全国統一的に行われるのではなく、各地方で行われる（詳しくは後述6.3.1参照）。

6.1.1　裁判官になるための資格[1]

79年裁判所法（54年法も同じ）が定める裁判官の任用条件は、選挙権・被選挙権を有する満23歳以上の市民（ただし政治的権利を剥奪された者を除く）、という１点だけであった（34条）。法規定上、政治的権利を剥奪された者を除けば、誰でも裁判官になれたのである。

この点、1983年に改正された現行法は、34条１項に上記規定を掲げた上で、同条２項に「人民裁判所の裁判官は法的専門知識を具備しなければならない」という規定を追加した。一見したところ、誰でも裁判官になれるわけではなくなったようであるが、実際にそれをチェックするシステムが構築されなかったため[2]、同項規定はほとんど機能していなかった。この点については、次項で明らかになろう。

次に、旧裁判官法（1995年）を見てみよう。本法はおよそ裁判官が備えなければならない要件と、新しく判事・判事補になる者が備えるべき要件を定める。前者については９条１項各号が定める（丸数字は号数。以下、これらをまとめて「９条１項要件」と呼ぶ）。すなわち、①中国国籍を有すること、②満23歳以上であること、③憲法を擁護すること、④良好な政治的、業務的資質を備え、品行方正であること、⑤身体健康であること、⑥大学学部・［専科］（［本科］は４～５年制（一般的には４年）、［専科］は２～３年制である[3]）の法律専攻卒業者、または非法律専攻を卒業し、法的専門知識を有する者で、２年以上の業務経験のある者、法学士の学位を取得し、１年以上の業務経験のある者、法学修士

---

(1) 本項の内容全般について、宇田川幸則「中国における司法制度改革――裁判官制度改革と『裁判官の独立』を中心に――」社会体制と法２号（2001年）39～43頁、鈴木賢「〔補論〕中国の法曹制度」広渡清吾編『法曹の比較法社会学』（東京大学出版会、2003年）355～362頁を参照した。

(2) 鈴木・同上355頁。

(3) 高等教育法（全国人大常委会1998年８月29日採択、1999年１月１日施行）17条。

または法学博士の学位を取得した者のいずれかでなければならない、と。なお、「業務経験」の「業務」に制限はない[(4)]。また、本法施行前に裁判官になっていた者については、研修により期間内に6号所定の要件をクリアしなければならないとされた（同条2項）が、その「期間」がいつまでかについては明確にされていない。

もうひとつは、本法施行後に判事または判事補に新規任用される者については、全国統一の資格試験である「初任判事・判事補全国統一試験」［初任審判員、助理審判員全国統一考試］に合格しなければならないとしたことである（12条1項、46条3項）。試験は2年に1回で、1995年、1997年、1999年に行われた[(5)]。

ただし、本制度については、以下の2点に注意する必要がある。ひとつは、本試験は［公開］とされながらも、「受験できたのはすでに法院に勤めている者に限られ」[(6)]ていたことである。もうひとつは、本規定の射程は、本法施行後に判事または判事補に新規任用される場合に限られており、次の両者については適用除外とされたことである。すなわち、本法施行以前に判事または判事補であった者（本法施行以前に判事補であった者が判事に任命される場合も含む[(7)]）、および本法施行以後に新規に所長、副所長、裁判委員会委員、廷長、副廷長に任用される場合（12条2項）である。これらの者については、9条1項要件を充たしさえすれば、任用され得ることになる。なお、所長、副所長、裁判委員会委員、廷長および副廷長は、実際の業務経験のある者から優秀な者を選ばなければならないとされた（同項）が、これが裁判業務に限られるかについては定かではない[(8)]。

---

(4) 周道鸞主編『法官法講義』（人民法院出版社、1995年）81頁。

(5) 『法律年鑑（1996）』135頁、『法律年鑑（1998）』144頁、『法律年鑑（2000）』140頁。

(6) 鈴木・前掲注（1）358頁。

(7) 最高裁「初任判事・判事補試験暫定辦法」（1996年6月26日採択・施行）2条2項。

(8) 解釈上は主に裁判業務を指し、それ以外の場合でもその他の法律関係の業務や法学研究・教育であるとされている（周道鸞「法官法――現行法官制度的重大改革」中国法学1996年2期109頁、葉向東「談談《法官法》第十二条的適用」

このように旧裁判官法は、全ての裁判官に対して一定の学歴または法的専門知識を必須とした上で、新任判事・判事補については試験を課すようになった。漠然と「法的専門知識」を要求していた裁判所法とは異なり、本法は法的専門知識をチェックする仕組みを設けたものといえよう。ただし実際上の問題として、以上の任用条件は「徹底されていない。数年来、毎年のように法律の専門教育・トレーニングを受けたことがない、法的専門知識および能力のない者が裁判所に就職して就業し、はなはだしきに至っては指導的ポストに就いている」(9)という指摘があることも付言しておく。

他方、任用条件のひとつとして、「良好な政治的、業務的資質を具え、品行方正であること」(9条1項4号)も規定されている。ここでいう「良好な政治的資質」とは、「第1に、裁判官となる者は必ず憲法を擁護し、党の基本路線を擁護し、社会主義の道を堅持し、人民主主義独裁を堅持し、共産党の指導を堅持し、マルクス主義・毛沢東思想を堅持し、自主的に党の路線、方針、政策を執行し、党中央との一致を保つこと」(10)である。要するには党の言う事をおとなしく聞く者ということであろう。後述（次項）するように、本法施行以前の実際の裁判官新規採用において筆頭に挙げられていた政治的要件が取り込まれたのである。

最後に、2001年の裁判官法改正の内容を簡単に見ておこう。今次の改正は、2002年から始まった法曹三者の登竜門となる全国統一司法試験の実施に向けたものである。裁判官の資格に即していえば、主な改正点は以下の4点である。9条1項要件については、①学歴要件の［専科］以上から原則学部以上への引上げ、②業務経験の内容を「法律業務」と明記した上で、経験年数を引き延ばしたこと（6号）、また資格試験につ

政法論壇1996年3期51頁など)。

(9) 藍璇「司法不公的成因及法院改革取向」広西政法管理幹部学院学報2000年増刊号（CNKI）6頁。著者は広西壮族自治区安瑤自治県裁判所長である。また、康為民「中国法官管理制度的改革」法律適用2002年5期（CD版）4頁も、旧裁判官法所定の学歴・法的専門知識要件について、「現実生活においては本規定を打ち破る、ないしは無視するやり方が依然として大手を振ってまかり通っている」と批判する。

(10) 周道鸞・前掲注（4）80頁。

いては、③対象を判事・判事補のみならず、裁判委員会委員、廷長、副廷長が新規任用される場合にまで広げたこと、④試験を裁判所の内部試験から全国統一司法試験へと改めたこと（12条）を挙げることができる。なお、所長・副所長については「裁判官またはその他の裁判官の要件を具備した者」から選抜するとされた。ここで「裁判官の要件」とは、9条1項要件のことであり、結局、所長・副所長については、司法試験合格は任用条件とされなかった[11]。

6.1.2　誰が裁判官になっているのか

建国以降今日に至るまでの裁判官の主な供給源は以下の5者であるといわれている[12]。①書記員。多くの裁判官が書記員から昇格してきたといわれ、例えば、深圳市南山区裁判所のWebサイト[13]で主な指導者として紹介されている所長、副所長などの裁判官7名のうち、5名が書記員からその裁判官人生をスタートしている（このほか、検察で書記員、検事補、検事などを歴任した後、裁判所に移ってきた者も1名いる）。②警察、検察および政法委員会などの政法機構のスタッフ。③退役軍人。④大学法学部の卒業生、教員など。ただし、④の占める割合が最も小さく、「政法高等教育機関［政法院校］を卒業した大学生・大学院生の中で裁判所、検察院に就職する者は、卒業生のごく一部にすぎない。某大学法学部の統計によると、1984年から1998年の15年間の2000名近い卒業生のうち、裁判所・検察院に就職した者は20％に満たない」[14]という。⑤党・政府機関のエリート幹部。これらが裁判所に異動した際には、所長、副所長などの裁判所管理職に就くのが常だという。

以上の5者のうち、法的専門知識のトレーニングを受けたといい得るのは②の一部および④のみであり、その他はいずれも法の素人、ないし

---

(11) 胡康生主編『中華人民共和国法官法釈義』（法律出版社、2001年）27～29頁。

(12) 範思深「中国法院系統概観」梁治平編『法治在中国：制度、話語与実践』（中国政法大学出版社、2002年）180頁。なお、②ないし④の中には、裁判官に直接就任する者もいれば、①書記員を経由して裁判官になる者もいたと考えられる。

(13) http://nsqfy.chinacourt.org/ 参照。なお、本号所掲のURLは2007年1月31日現在のものである。

(14) 王映暉「依法治国与司法改革」法商研究1999年2期47頁。

はそれに近い。しかも、裁判官の大部分は書記員から昇格してきたものである。法律上、裁判官の任用条件として法的専門知識の有無が問われなかったことと相俟って、このことは、裁判官が法に精通したプロフェッショナルしかなれない職業ではないことを端的に示していよう。それでは、どのような基準をもって裁判官が選ばれてきたのであろうか。本項ではこの点を明らかにする。

建国後、また建国後順次「解放」されていった地方では、「人民裁判所」が建設されていった。そこでは当然に裁判官が必要になる。こうした裁判官のニーズは、「古くからの解放区の司法幹部を指導的幹部に充当したが、彼らの数は多くはなく、業務のニーズを満たすにははるかに不足していた」。そこで、その不足は次の３者により埋められたという。①南進中[15]の解放軍から「政治的にしっかりしていて有能な幹部、②法律を学んだことのある青年インテリゲンチアを含む新しい幹部、③中華民国の裁判官（いわゆる「旧司法人員」）。③は中華民国の裁判官が全員留任されたわけではなく、党中央の「対象を区別して慎重に処理する」政策に照らして選抜された者が留任された。この中で法のプロフェッショナルといい得るのは③のみである。

1952年の時点で、全国の裁判所幹部総数は約２万8000名であり、そのうち「旧司法人員」は6000名いたという。しかし、このプロフェッショナルも1952年から始まった司法改革運動において「旧法観点」、「旧法スタイル」と批判され、その多くが職を追われた（ここで「旧法」とは、西洋近代法の継受に努めた中華民国法を指す）。司法部の統計によると、司法改革運動を経て留任された「旧司法人員」は2000名あまりであったという。実に4000名が裁判所から追放されたことになる。

それと同時に、土地改革運動および反革命鎮圧運動に際して設置された人民法廷の幹部、ならびに大衆運動の積極分子から選抜された優秀な者、合わせて6000名余りが裁判所に入った[16]。また、最高裁所長の董

---

(15) 中華人民共和国建国の1949年10月１日時点で、現在の版図全てが共産党政権に属していたわけではなく、内戦が続いていた。

(16) 以上の建国以降の記述については、『当代審判工作（上）』24～25、41頁を参照した。

必武は、失業者および傷痍軍人を各級裁判所に充当し失業問題および軽度の傷痍軍人の就業を解決する方法とするよう提案し、これが採り入れられた[17]。裁判所が失業者や傷痍軍人の受け皿となったのである。

このように、50年代初期における裁判官の大部分は、法のプロフェッショナルではなかったのである。留任された「旧司法人員」も近代法的思考様式に基づき裁判を行えば、「旧法観点」との批判が手ぐすね引いて待っていることは火を見るより明らかである。その後、周知のように1957年の反右派闘争を皮切りに政治運動が断続的に展開され、1966年の文革を迎えたわけである。

文革が始まり、以上のような法のプロフェッショナルではない裁判官が［下放］され、また1972年以降、続々と元の裁判所に呼び戻されたが、それも多くはなく、文革以前の幹部は当時の幹部の10％に過ぎなかったことは先述のとおりである（2.1.1Ⅰ参照）。

こうした状況において、裁判所スタッフの質・量的強化を図るのは焦眉の課題であった。党中央は旧刑法・刑訴法の施行に際して、1979年９月９日、「刑法・刑事訴訟法の適切な実施を断固保証することに関する指示」[18]を出し、「党と国家機関・軍系統および経済部門から、思想が良好で仕事のスタイル［作風］が正しく身体の健康な一定の政策的・文化的水準をそなえた大量の幹部を、計画的・段階的に選び出し、相応の訓練を経たのち、司法部門の業務に配置する」という方針を打ち出した。ここでは法的専門知識が全く問われておらず、採用後の研修でそれを培うという考えが示されている。

ただし、ここで看過してはならないことは、文革期に大学が機能不全に陥り、当時、大学法学部の卒業生自体がほとんどいなかったことである[19]。

---

(17) 『董必武法学文集』（法律出版社、2001年）130～132頁（「関於司法隊伍的改造和補充問題給中共中央書記処、劉少奇的信」（1952年６月25日）、「給中共中央各中央局負責同志的信」（1952年５月23日）。

(18) 「中共中央関於堅決保証刑法、刑事訴訟法切実実施的指示」『司法手冊（1）』68頁以下。なお、邦訳は季刊中国研究５号（1986年）164～173頁（田中信行訳）を参照した。

(19) 木間正道『現代中国の法と民主主義』（勁草書房、1995年）19～25頁、『現代中国法入門』292～293頁。

つまり、法的専門知識を問うこと自体が現実的ではなかったのである。そのため、裁判官にとっては前提条件である法的素養を任用条件とはすることができず、採用した後に研修を行うほかなかった。

以下では、こうした状況において、実際にどのような基準で裁判官を採用してきたか、またすべきとされていたかの具体例を示そう。

(1)　1982年の河南省の人事[20]

1982年、河南省党委員会は、警察、司法部門に戸籍管理官、刑事警察官、司法警察官、看守員、預審員、検事、判事、書記員、公証人、弁護士などの人員5000名の増員を決定した。そこで、河南省党委員会組織部、同政法小組（政法委員会の前身か）および省人事局は、「政法部門に5000名の業務人員を転属・選抜採用することに関する通知」を連名で下達し、5000名の分配については、省編制委員会が決定するとした。

そして具体的な採用条件については、「思想が良く、政治的経歴がはっきりとしており、党の３中全会以降の路線、方針、政策および６中全会の決議を支持し、４つの基本原則を堅持し、仕事のスタイルが正しく、大衆と連携を取り、公正に業務を行い、忠実・誠実で、高卒以上の者。一定の政策水準と事務処理能力を有する者。健康で25歳から35歳までの者。方法はクラス毎に転属・新規採用し、原所属先が推薦し、試験（主には国語［語文］）を経て、優秀な者を採用する。裏口や、情に駆られた不正などは厳禁する」といった基準が示された。

ここで挙げられている条件は、①政治的立場、②人格、③学歴（高卒以上）、④健康状態、⑤年齢（25～35歳）の５点であり、法的専門知識は全く問われていない。試験が主には国語であることはこのことを端的に示している。また、今回の人事は党組織が中心となり行われていること、および判事が書記員や警察官などの行政職と同じ条件でまとめて募集されていることを指摘しておく。それぞれ党が人事を掌握していること、そして上記職業が「政法戦線」として同質の仕事であると認識されていることを意味していると考えられる。このほか、今回の募集は25歳以上で所属先の推薦を必要としていることから、学部新卒者ではなく、

[20]「河南省委決定給政法部門増調五千名業務人員」人民検察1982年１期17頁。

すでに他の職に就いている者を対象としていることがうかがえる。

(2) 1983年の第9回全国人民裁判所業務会議[21]

1983年11月21日に開催された第9回全国人民裁判所業務会議においては、最高裁の意見として、「必ず政治的にしっかりしていて、考え方が良好で、仕事のスタイルが正しく、若く、高校卒業以上の学歴を有し、身体が健康であるなど」といった条件が挙げられた。そして、こうした人材の主な供給源は、「大学に合格しなかったこれまでの高校卒業生から募集し、優秀な者を採用すべきである。また上の条件に合致する退役軍人から選抜し、短期間の研修に合格した者を配属してもよい。裁判所の人員採用は上述の要求に厳格に照らして行うべきであり、裏口採用を厳禁し、抱き合わせをしてはならず、頑なに裁判所に人員を受け入れる任務を負わせてはならない」、と。

ここで挙げられている条件は(1)と同じく、①政治的立場、②人格、③学歴（高卒以上）、④健康状態、⑤年齢（若い者）の5点である。主な供給源としては第1に大学不合格の優秀な高卒の若者を挙げているが、上述の条件に合致する退役軍人も視野に入っている。

(3) 1991年の最高裁「裁判所の定員増に伴う人員募集業務に関するいくつかの意見」[22]

1990年10月1日の行政訴訟法施行に応じて、地方各級裁判所では行政裁判廷を設置する必要が出てきた。そこで、国家機構編制委員会は「全国の地方人民裁判所の定員を23万5420名から1万2000名増加して24万7420名とし、主に地方各級人民裁判所が行政訴訟法を実施するために、行政裁判機構を設置するために必要な定員、および際立った問題を適度に解決するために用いること」を決定した[23]。これに呼応して最高裁

---

(21) 「第九次全国人民法院工作会議紀要」（1983年11月21日）人民司法1984年1期27頁。

(22) 「最高人民法院関於法院増編進人工作的幾点意見」（1991年1月25日）『法院年鑑（1991）』401頁。

(23) 「国家機構編制委員会関於地方人民法院増加編制的通知」（1990年12月30日）

は上記意見を出し、新規採用の条件として次の３点を示した。①政治的立場。②学歴。公募採用する幹部、退役軍人幹部および選抜して異動させる裁判業務に適合する在職幹部は、高卒以上の学歴がなければならず、条件の整った地方では［大専］以上の学歴がなければならない。③年齢。公募採用する幹部は28歳以下、退役軍人幹部は原則として30歳以下の連排級幹部および35歳以下の営級幹部、選抜して異動させる裁判業務に適合する在職幹部は原則として35歳以下とすべきである。裁判業務のために直ちに必要となる専門家については、年齢を適度に緩和してもよい。

以上に共通する条件は、①良好な政治的立場、②高卒以上の学歴および③若いことの３点である。なお、(3)では人格および健康状態が明示されていないが、これらも当然の条件であったと推測される。

このように、80年代から90年代初頭において、裁判官になるには法的専門知識が必須とされていなかったのである。この点に比して、政治的立場が常に真っ先に掲げられていることが特徴的である。専門性よりも政治性が重視され、極端にいえば、政治的に安心できる人であれば、誰でもよかったのである（いわゆる［紅］と［専］の問題）[24]。

その典型例は、裁判官を採用する際に退役軍人の名が挙げられていることである。こうした現象が生じるのは、裁判所が解放軍と同じく階級独裁の「伝家の宝刀」と性格づけられている[25]ことと相俟って、退役軍人の政治的立場が良好であるからにほかならない。次のエピソードはこのことを如実に示している。1994年５月、某県は大量の退役軍人を裁判所に受け入れることとなった。そこで、法学部出身の県党委員会副書記が、組織部長に「そんなに多くの退役軍人が裁判所に来たらまずいことになるだろう」と言った。すると組織部長は、「何でまずいんだ？いずれにせよ独裁の道具だろうが！簡単な道理じゃないか。我々の解放軍

により1991年に定員（裁判官に限定されていない。書記員や事務職などをも含む定員と考えられる）１万2000名増が決定された（『法院年鑑（1991）』402頁）。

(24)「誰でも裁判所に勤務することができる」と揶揄する論者もいる（成大輝「試論審判委員会制度改革的価値取向」曹建明主編『中国審判方式改革理論問題研究（上冊）』（中国政法大学出版社、2000年）251頁参照）。

(25) 張衛平「建築与法治理念」法学2002年５期５頁。

は何をしてるんだ？独裁の道具だろ。政法機関は何をしてるんだ？これも独裁の道具じゃないか。同じことだ！」と切り返したという[26]。独裁の担い手である裁判官にとって必要なのは、法的専門知識ではなく、独裁の道具としての適格性＝良好な政治的立場なのである。そうである以上、83年厳打において大量の事件を速やかに処理するために、急遽、党機関や行政機関の人員を裁判官に仕立て上げたことは、当然の成り行きであったといえよう。

この点、前項で見たように旧裁判官法は裁判官の任用条件に大きな変革をもたらし、学歴および法的専門知識が必須とされた。しかし、当該規定は実際には十分に徹底されていないという。例えば、「わが国の裁判所系統は近年、大量の退役軍人幹部を受け入れ、そのうち、多くの者が直接的に裁判業務に従事しており、しかも、部隊在籍時の階級により、相応の行政上の指導的職務、例えば所長、副所長、廷長、副廷長などに充てる場合がほとんどである」[27]という。

また旧裁判官法は他方で、政治的資質もおよそ裁判官たる者、不可欠の要件であるとする立場に立っている。前項であらかじめ指摘したように、建国以降の裁判官採用の第１の条件が取り込まれたのである。

そしてこの要件が、裁判官に対して党を支持し、党の指示に従うこと、換言すると党の政策の忠実な執行者であることを求めていることはいうまでもない。とりわけ所長、副所長、裁判委員会委員、廷長および副廷長についてはこうした傾向が顕著である。それは、これらの裁判所管理職が裁判委員会討議制や所長審査制を通じて裁判結果の最終的決定権を有しており、これらの者を抑えれば、裁判結果をコントロールできるからであろう。実際、裁判所の管理職ポストは、党への忠誠心が高いと思われる①党員、②退役軍人、③政治的エリートによって占められている（①と②および③はかなりの程度において重複しているものと思われる）。以下、具体的に見ていこう。

---

(26) 賀衛方「通過司法実現社会正義――対中国法官現状的一個透視」同『司法的理念与制度』（中国政法大学出版社、1998年）40頁。

(27) 蔡彦敏「独立審判探源及其現実分析――尋求実現立法与現実的契合」法学評論1999年２期19頁。

表６－１　高裁所長の同党グループ書記の兼任状況（1997年９月時点）

地　方	所　長	組	地　方	所　長	組	地　方	所　長	組
北　京	盛連剛	書	安　徽	韓雲萍	書	四　川	李玉龍	書
天　津	張柏峰	書	福　建	方忠炳	書	貴　州	謝錦漢	書
河　北	李玉成	書	江　西	李修源	書	雲　南	邱創教	書
山　西	李玉臻	書	山　東	宇培杲	書	チベット	白　釗	書
内蒙古	巴士傑	書	河　南	李道民	書	陝　西	王発栄	書
遼　寧	範方平	書	湖　北	李其凡	書	甘　粛	王世文	書
吉　林	楊慶祥	書	湖　南	＝順初	書	青　海	馬有功	書
黒竜江	唐憲強	書	広　東	麦崇楷	書	寧　夏	鄒献朝	書
上　海	胡瑞邦	書	広　西	黄任文	書	新　疆	阿不都熱依木・卡徳爾	－
江　蘇	李佩佑	書	海　南	田忠木	書			
浙　江	夏仲烈	書	重　慶	趙俊如	書			

出典：中共中央組織部・中共中央党史研究室・中央档案館編『中国共産党組織史資料　第７巻（上）社会主義事業発展新時期（1976.10－1997.9）』（中共党史出版社、2000年）337頁以下、同書『第７巻（下）』、同書『附巻一（下）中華人民共和国政権組織（1949.10－1997.9）』1023頁以下を参照した。

＊「所長」は各地方の所長を、「組」は党グループを、「書」は「書記」を指す。「－」はポストなしである。

①　党員

裁判所管理職における党員の割合について、一般的に「わが国において、党の裁判所系統に対する指導は非常に直接的なものであり、裁判所の所長、廷長は原則として党員であり、しかも党委員会書記は原則として所長が兼任する」[28]といわれている。具体例を挙げよう。表６－１は1997年9月時点において、各高裁所長が、所属裁判所党グループにおいてどのような地位にあるかをまとめたものである。本表から明らかなように、高裁所長31名中、30名が所属裁判所党グループの書記である（残り１名（新疆ウイグル自治区高裁）は党グループメンバーではない）。

また、雲南省麗江市中裁の Web サイト[29]で紹介されている同裁判所の所長、副所長等５名は全員党グループメンバーであり、党グループ書記は所長である。山東省墾利県裁判所の状況も同様であり、その Web

[28] 張衛平等『司法改革：分析与展開』（法律出版社、2003年）523～524頁（韓波執筆）。

[29] http://ljzy.chinacourt.org/参照。

サイト[30]で紹介されている同裁判所の所長、副所長等６名は全員党グループメンバーであり、所長が党グループ書記を兼任している。

②　退役軍人

「河南省高級人民裁判所が1999年に発行した『前進中的河南法院』によると、洛陽市所轄の16の区・県人民裁判所の現任の正職所長のうち、９名が軍人出身であり、部隊から転業した後裁判所に入り裁判所の指導者となったのである。これは基本的にわが国の基層裁判所の全体的状況を代表しており、退役・転業軍人がわが国の裁判所隊伍において占める割合はかなり大きい」[31]。半数以上の所長が退役軍人であり、しかもこうした状況が普遍性を持つというのである。

このほかにも、例えば遼寧省遼陽市中裁の Web サイト[32]では、指導部メンバー［班子成員］として８名の裁判官が紹介されている（その内訳は、所長１名、副所長４名、規律検査組長１名、政治部主任１名、執行局長１名である）。このうち３名が退役軍人である。裁判所指導者の半分近くが退役軍人により占められているのである。

③　政治的エリート

「大部分の中級人民裁判所の所長は政治的考察を経て幹部から任命されたものであり、正規の法学教育を受けていない」[33]、「党・政府機関の高級指導幹部も裁判所に異動し所長または副所長などの指導的職務に就くのが常である」[34]といわれており、政治的エリートの出世街道の到達点または一通過点として裁判所の管理職ポスト、とりわけ所長および副所長ポストが用いられている。

---

(30) http://klfy.chinacourt.org/参照。同サイトでは「裁判所党グループメンバー」［院党組成員］という項目で所長、副所長などが紹介されている。このほか、後掲表６－４、６－５もあわせて参照されたい。

(31) 王盼・程政挙等『審判独立与司法公正』（中国人民公安大学出版社、2002年）347頁。古い記録だが、1982年に江西省の各級裁判所で約200名の退役軍幹部を受け入れ、その際、着任前に半年間の研修を行ったという（『江西省法院誌』48頁参照）。

(32) http://lyzy.chinacourt.org/参照。

(33) 範思深・前掲注（12）172～173頁。

(34) 同上180頁。

上海市を例に挙げよう。『上海審判誌』には、建国以降の上海市内の裁判所（高裁、中裁、基層裁）所長・副所長の氏名、経歴などの情報が掲載されている[35]。1976年以降1995年４月までに所長・副所長であった者は112名であり（1976年以前に所長・副所長に就任し、同年以降も在職していた者を含む）、そのうち30名が所長・副所長就任前に裁判所以外の職場でキャリアを積んできた者である。これは全体の26.8％に上る。内訳は、検察出身者が６名、警察・司法行政・監察部門出身者が７名、その他法律とは直接的なつながりがない職場出身者（党委員会も含む）が17名である。例えば、胡瑞邦は同市黄浦区党委員会書記、中共上海市警察局党委員会副書記兼政治部（人事部門）主任を歴任した後、1993年２月に同市高裁所長に就任した。また、先（3.1参照）に引用した楊時は中共中央辦公庁中央警衛科長、同市警察局政治部主任、上海人民ラジオテレビ台代理台長を歴任した後、1964年11月から1966年４月まで、そして1978年２月から1983年３月まで同市高裁副所長を務めた（中断は文革によるものと推測される）。なお、残りの82名についても、所長・副所長就任期間のみ記載されている者が多いため、全員が裁判官出身とは限らない。

また、112名のうち11名が、所長・副所長退任後、ないしは在職中に兼任として、裁判所以外の国家機関の要職に就いている。例えば関子展は、警察部辦公庁副主任、上海第二医学院党委員会書記兼所長を歴任した後、1978年から上海市高裁所長を務め、1983年４月に上海市8期人大常委会委員に「当選」した。なお、人大常委会委員は同級人大により選出されることとされているが（地方組織法８条４号）、実態としては人大代表による自由選挙ではなく、党委員会が統制していたものと考えられる[36]。

---

(35)　『上海審判誌』492～511頁。

(36)　中央組織部「『中共中央が管理する幹部職務名称表』改正の通知」（1990年５月10日）によると、全国人大常委会委員は［党管幹部］原則に基づき、中共中央が管理するポストとされていることから、上海市人大常委会委員も同市党委員会が管理していたものと推測される（本通知については、人事部政策法規司編『人事工作文件選編（13）』（中国人事出版社、1991年）35～53頁参照）。

6.1.3　まとめ

以上見てきたように、少なくとも90年代前半までにおいて、法のプロフェッショナルであることが裁判官の必須条件ではなかった。これに対して、建国以降今日に至るまで、政治的立場がしっかりしていることは一貫して裁判官となるための必須条件であった。裁判の担い手は本来的に党の政策の忠実な遂行者であることが求められているのである。とりわけ、裁判結果の最終的決定権を握る裁判所管理職についてはこうした要請が強く、そのほとんどが党員を筆頭とする政治的立場がしっかりしていると目される者により占められている。より忠誠心の高い者が裁判所管理職に就き、裁判委員会討議制や所長審査制を通じて、党の意思を裁判に反映させる仕組みになっている。

6.2　法的決定形成プロセスに介在する制度

裁判官の独立の原則の下では、個別具体的な訴訟における終局裁判である判決・決定は、いうまでもなく当該事件を審理した訴訟法上の意味の裁判所が決する。ところが中国には、当該事件を審理した裁判体（以下、便宜的に「受訴裁判所」と呼ぶ）以外の者が、終局裁判である判決・裁定（以下、便宜的に「判決」とまとめて呼ぶ）を事前にチェックする法律上の、または法律に明文規定のない事実上の制度が存在する。そこで、本節では、こうした制度を考察し、裁判が道具になるシステムが築き上げられていることを明らかにする。具体的には⑴国法上の意味の裁判所内部における所長審査制および裁判委員会討議制、⑵地方ブロック［塊塊］における党委審査制、ならびに⑶縦ライン［条条］における上級裁判所への照会である。以下、順に見ていこう。

6.2.1　裁判所内部[37]

本項では、（Ⅰ）所長審査制および（Ⅱ）裁判委員会討議制を検討する。実務でも、この順序で審査が進んでいくと考えられる。例えば、蘇力（北京大学教授）は次のようういう。すなわち、「廷長は合議体が起草した具

[37] 本項の内容全般について、田中信行「中国刑事訴訟法の改正と裁判の独立」中国研究月報1996年11月号１頁以下を参照した。

体的事件の法律意見を受け取った後、審査する。彼(ママ)が合議体の意見に同意したときは、事案を上司、すなわち所長または主管副所長の審査に付すため、これに移す。合議体の意見に同意しないときは、自らの意見をしたため、合議体に再評議するよう求める。事案が所長または主管副所長の手に渡った後は、大体次の３パターンに分かれる。①所長が合議体の意見に同意するときは、署名して判決を出す。②合議体の意見に同意しないときは、業務廷長と同様に、合議体に再議を求める。③彼(ママ)が事案が重大、複雑であると判断したときには、事案を裁判委員会の討議に付すため、これに移すよう求める」[38]と。つまり裁判所内部においては、受訴裁判所→廷長（副廷長）→所長・主管副所長の順で判決がチェックされ（所長審査制）、重大事件・ハードケースであれば、裁判委員会に回されるというのである（裁判委員会討議制）。ただし、後述するように、全国一律に、また全ての事件についてこうした手続を経ているわけではない。

Ⅰ　所長審査制

裁判所法によると、裁判所は所長１名、副所長、廷長、副廷長および判事若干名からなる（19、24、27、31条）。判事は裁判廷（業務廷）に配属され、裁判廷には廷長と副廷長が置かれ、廷長が合議体に加わった場合は、これが裁判長を担う（同法10条４項。副廷長については明文規定がない）。ほとんどの裁判所においては、所長が副所長に裁判廷の管理を担当させている（いわゆる［分管副院長］、［主管副院長］）。そして所長は裁判所の裁判業務、司法行政事務および党務を主宰する[39]。

所長審査制とは、「単独裁判官・合議体が審理した後、判決を下す前に、［主審人員］は事件審理の具体的意見を主管する行政業務指導者、例えば廷長もしくは副廷長または所長もしくは副所長に報告し、その審査・決定を受ける制度を指す」[40]（［主審人員］は裁判の主な責任者であり、

---

(38) 蘇力「論法院的審判職能与行政管理」中外法学1999年５期41頁。

(39) 範思深・前掲注（12）172～179頁、蔡彦敏・前掲注（27）16頁。

(40) 張衛平「論我国法院体制的非行政化」同主編『司法改革論評（第１輯）』（中国法制出版社、2001年）104頁。なお、張衛平は「全ての事件」が所長審査制に係るとする。

必ずしも裁判長とは限らない[41])。現在のやり方は、「事件の裁判文書を廷長、所長が審査し、署名する」[42]というものである。なお、ここで廷長や所長が「署名する」といっても、それは判決書に直接署名するわけではない[43]。稟議書のような文書に署名するのであろう。

所長審査制に関する実定法上の根拠はなく、またいつから行われてい

表６－２　最高裁における所長審査制対象事件

①院長・副院長	1	死刑再審査事件：事実が明らかで、証拠が確実かつ十分で、犯罪認定が正しく、裁判廷の審査意見が一致しており、各面から勘案して必ず死刑に処断しなければならないもの
	2	死刑再審査事件：裁判廷の審査意見が「(旧) 刑法43条規定により、死緩に改判すべき」で一致し、死刑許可を請求した裁判所の同意を得てから死緩に改判するもの
	3	一般的な渉外事件
	4	２審事件
	5	類推許可事件：裁判廷の審査意見が類推不当で一致したもの
	6	事案が複雑で、政策的、または新たな状況に遭遇し、法的、政策的根拠を欠き、裁判廷が十分な自信を持っていないもの
	7	下級裁判所の発効判決について確かに誤りがあることを発見し、下級裁判所に再審を命じるもの
	8	当裁判所が1979年12月31日以前に審査承認し、または以前の当裁判所各大区分院が言い渡した事件について、確かに誤りがあることを発見し、判決を改めるべきとの見解で一致しているもの
②廷長	1	死刑再審査事件：裁判廷の審査により、死刑に処すべきでないという認識で一致し、許可を請求した裁判所と協議の上、同認識で一致したもの
	2	高裁の判決に対する不服申立て［申訴］について、裁判廷の審査を経て、原判決が不当ではないという判断で一致し、申立てを却下するもの
	3	事案が簡単で、法的根拠があり、また援用できる案例があるもの

(41) 鈴木賢「中国における市場化による『司法』の析出――法院の実態、改革、構想の諸相――」小森田秋夫編『市場経済化の法社会学』(有信堂、2001年) 256頁。

(42) 張民「按照司法規律改革案件審批制度」人民司法1999年10期26頁。

(43) 判決書は合議体構成員および書記官が署名しなければならない(刑訴法164条。旧122条も同じ)。また、最高裁「判決書および裁定書に所長が署名すべきか否かの問題に関する批復」(1964年１月７日) は、所長は判決書に署名すべきではないと指示する。

るのかも明らかではない[44]。筆者が目にすることのできた建国後最も古い公的な文書は、最高裁・司法部が54年裁判所法施行に際して発した「裁判所法を学習し、徹底することに関する指示」（1954年12月７日）である。同指示は「裁判所内部の集団指導を確立・強化し、合議制および裁判委員会の役割をさらに発揮させ、所長および廷長の集団指導における責任を強化する」とする。この「所長および廷長の集団指導における責任」は所長審査制を指しているものと考えられる[45]。

次にどのような事件が所長審査制の対象となるかについて見てみよう。最高裁において所長審査制の対象となる事件については、最高裁「事件審査承認辦法（試行）」（1981年４月16日採択）が定める。表６－２は本辦法３、５条を整理したものであり、「所長・副所長」の欄に挙げた各事件はそれぞれ所長または副所長が審査する事件であり、「廷長」の欄に挙げた各事件は、所長または副所長が必要なときに廷長に授権した上で、これが審査する事件である。

ここから読み取れるように、事案の重要性ないしは重大性により、所長・副所長が審査するものと、廷長が審査するものに分けられている。また、この分類からは、最高裁が受理した刑事事件の全てを所長審査制の対象としていると考えられる。例えば、①－６と②－３を比較すれば、シンプルケースは廷長が、ハードケースは所長または副所長が審査する

---

(44) 管見に及ぶ限りではあるが、陝甘寧辺区高等裁判所組織条例（1939年４月４日公布）には所長審査制の原型と見られる規定がある（同条例は韓延龍・常兆儒編『中国新民主主義革命時期根拠地法制文献選編（第３巻）』（中国社会科学出版社、1981年）353頁以下に収録されたものを参照した。邦訳は、季刊中国研究５号（1986年）92頁以下（國谷知史訳）を参照した）。すなわち、同16条６号は高等裁判所廷長の職権として、「裁判の取消または判決」を定める一方で、17条５号で同裁判官［推事］の職権として、「事件の判決および判決書の起案［撰擬］」を定める（同所長の職権として「同院のあらゆる訴訟事件の進行の監督および指揮」（５条２号）が定められているが、これが判決の審査をも含むのかは明らかではない）。なお、「裁判所が50年近くにわたり実施してきた『事件審査制度』」という指摘もある（周暁笛「“還審判権於合議庭”――廃除案件審批制度的思考」法律適用1999年９期（CD 版）35頁）。

(45) 田中信行「中国における裁判の独立と党の指導――1954年～1981年――」季刊中国研究５号（1986年）53頁。

こととなっている[46]。

ただ、これは最高裁についてのものであり、下級裁判所においてどのような事件が所長審査制の対象となっているのかは分からない。この点については、「決定を下す前に、所長または廷長に報告して同意を得、所長または廷長が裁判文書を審査・署名しなければならない」[47]、「長期にわたり、裁判実務において所・廷長事件審査はすでに慣習となっており、裁判官は事件の事実の審査のみに責任を負い、どのように判決するか（すなわちどのように法を適用するか――原文）については、所・廷長が『チェック』し、実際に行われているのは首長責任制である」[48]という指摘がある。

そして、所長審査制において、廷長は最も現場に近いせいか、日常的な審査業務においては最初の審査者となっているようである。すなわち、「廷長の許可を受けた裁定または判決こそが正式な裁定または判決である。たとえ判事が単独で下したものであっても、必ず廷長の許可が必要である」[49]と。ここでは、あたかも全ての判決が所長審査制の対象となっているかのようにいわれている。

とはいえ、所長審査制は元々明文の制度ではないため、制度としての普遍性は低く、地方によってそのあり方は異なる。例えば、「異なる裁判所、または同じ裁判所であっても事件によっては、合議体の権限行使状況は異なり、大体次の３パターンに分かれる。①合議体には事実認定権しかない、②合議体は事実認定権だけではなく、所長、廷長と共同で法律適用権を行使する、③合議体は独立して、事実認定権および法律適

---

(46) 1981年３月19日に江華（最高裁所長）が天津市河西区裁判所で同裁判所スタッフと座談会を行った際の発言によると、当時の最高裁では、次のような手順で所長審査制が運営されていた。すなわち、①合議体による審理・評議、②廷長または担当副所長による審査、③所長による審査、④所長または担当副所長が署名して発効、⑤争いのある、または重大な事件については裁判委員会に付託、である（「江華同志談人民法院独立審判問題」民主与法制1981年６期５頁）。

(47) 陳衛東主編『刑事訴訟法実施問題調研報告』（中国方正出版社、2001年）167頁。

(48) 周道鸞「独立審判与司法公正」法律適用2002年10期（CD版）７頁。

(49) 範思深・前掲注（12）178～179頁。

用権を含む審理・判決の全ての権限を行使する」[50]という指摘がある。ここでは、①を所長審査制と、③を所長・廷長が裁判結果に全く関与しないケースと、②を①と③の中間形態と位置づけることができよう。ここから、全ての事件が所長審査制に係るわけではないことがうかがえる。

また、現在進行中の司法改革において、受訴裁判所が実質的に審理し、判決を下す方向へと議論が進んでおり、すでに所長・廷長の審査を受けず自ら裁判を完結させることのできる「主審裁判官」といった新しい措置も試験的に行われている[51]。

そして、受訴裁判所の意見と、所長・廷長のそれとが異なるときは、「一般的には、下級が上級に従う、つまり担当者および合議体は廷長、所長の決定に従う」[52]ことになるという[53]。まさに「廷長および所長が事実上、裁判の真の決定者であり、事件を自ら審理する合議体ないしは単独裁判官は裁判についての提案者および執行者にすぎない」[54]。

Ⅱ　裁判委員会討議制

裁判委員会討議制は刑事訴訟法および裁判所法に規定されている制度である。これを定める条文は、以下のとおりである。

「およそ重大または難解な事件について、所長が裁判委員会の討議に付す必要があると認めるときは、所長が裁判委員会の決定に委ねるためその討議に付す。裁判委員会の決定については、合議体は執行しなければならない」（旧刑訴法107条）。

---

(50) 左衛民・周長軍・陸賢剛・呉衛軍「法院内部権力結構論」四川大学学報（哲学社会科学版）1999年２期（CNKI）84頁。

(51) 例えば、山東省青島市では1999年３月から主審裁判官制を実施したという（孟天「一路求索――青島中院審判改革模式三人談」人民司法2000年３期（CNKI）12頁参照）。また、2000年７月11日には、最高裁が「人民裁判所裁判長選任辦法（試行）」を出した。

(52) 王国慶・馬海翔「審判組織運行機制改革之探討」法律適用2002年８期（CD 版）76頁。

(53) 受訴裁判所がなお自らの見解に固執する場合は、最終的に法的拘束力を持つ裁判委員会に付託されることになる（範思深・前掲注（12）177頁）。

(54) 劉会生「人民法院管理体制改革的幾点思考」法学研究2002年３期16頁。

「合議体は開廷して審理を行い、かつ、評議してから判決を言い渡さなければならない。疑義があり、複雑で、または重大な事件について、合議体が決定しがたいと認めるときには、合議体が所長に報告し、裁判委員会の討議に付託するかの決定を仰ぐ。合議体は裁判委員会の決定を執行しなければならない」(現行刑訴法149条)。

「各級人民裁判所は裁判委員会を設置し、民主集中制を実施する。裁判委員会の任務は裁判の経験を総括し、重大または難解な事件およびその他の裁判業務に関する問題を討議することである」(裁判所法11条1項)。

これらの規定から明らかなように、裁判委員会は旧刑訴法下においては「重大または難解な事件」、また現行刑訴法下においては「疑義があり、複雑で、または重大な事件」を討議し、合議体はその決定を執行しなければならない。ただし、裁判委員会の決定を受けた事件の判決書に署名するのは、受訴裁判所構成員(と書記員)である[55]。

なお、誰が裁判委員会に報告にするかについて、現行刑訴法149条は合議体がまず所長に報告し、所長が裁判委員会の討議に付すかを決定すると定める。旧刑訴法が合議体の主体性を全く認めていなかったことと比べ、条文上は、合議体のイニシアティブを強化したものと評価することができよう[56]。とはいえ、実務においては、旧刑訴法規定と同じく、合議体の判断を経ずに所長が裁判委員会の討議に付すかを決定している裁判所が多いという[57]。

---

[55] 最高裁「裁判委員会の討議を経た事件について判決書にどのように署名するかの問題に関する復函」(1957年7月23日)は、「裁判委員会は現在、原則的に対外的に公開していないため、裁判委員会の討議を経た事件の判決書については、やはり当該事件を審理した合議体の構成員が署名すべきである」とする。

[56] 立法目的は「裁判委員会が討議する事件の範囲を狭め、合議体が独立自主に裁判権を行使できるようにすることである」(陳衛東・前掲注(47)152頁。このほか、郎勝主編『関於修改刑事訴訟法的決定釈義』(中国法制出版社、1996年)180～181頁、周道鸞・張泗漢主編『刑事訴訟法的修改与適用』(人民法院出版社、1996年)245、247頁参照)。

[57] 例えば、重慶市高裁が1998年に、同市内の中裁および基層裁の刑事判決100例を調査したところ、裁判委員会に付託された事件は、いずれも所長が独断で

また、裁判委員会に「同級人民検察院の検察長は列席することができる」（裁判所法11条3項）。つまり、判決を左右する裁判委員会会議に検察も参与できるのである。このことは「裁判所の独立」と緊張関係にあると考えられる。しかし実態としては、「改正後の人民裁判所法公布後の10年間において、検察長が同級人民裁判所の裁判委員会会議に列席することはほとんどなく、本法律条文は形骸化している」[58]といわれている。また、「数人の裁判官に聞いたところによると、検察長は通常、刑事事件の討議に列席し、他の討議に参加することは少ない。たとえ出席しても、検察長の意見はあまり重視されない。なぜなら、その行政クラスが裁判委員会の裁判官と同じだからである」[59]という。

次に、具体的にどのような事件が裁判委員会の討議の対象となるのかを見てみよう。上述の事件審査承認辦法（試行）によると、最高裁では以下の11類型の事件が裁判委員会に付託される（表６－３参照）。このほか、旧法所定の「『重大または難解な事件』は、一般的に「社会、国内外の反響がわりあい大きな事件、当事者または社会に対する影響がわりあい大きな事件、指導機関または指導者に関わる事件を指す。合議体と廷長または裁判所長との間で意見が分かれた場合も、『ハード』ケースとなる」[60]という指摘もある。

また、現行刑訴法の「疑義があり、複雑で、または重大な事件」は、最高裁「『刑事訴訟法』実施における若干の問題に関する解釈」（1998年９月８日施行）114条２項[61]によると、以下の５類型である。すなわち、

そのことを決定していたことが判明した（重研「不遵守程序法現象依然厳重」『人民法院報』1999年６月23日）。なお、調査対象となった100例全てが裁判委員会の討議に付されたのかは不明である。そして、王利明『司法改革研究』（法律出版社、2000年）191頁はこの調査結果を引用し、「多くの裁判所では、依然として所長ひとりで裁判委員会の討議に付託するかを審査決定している」とする。

(58) 恵恩邦「試議検察長列席人民法院審判委員会会議」法学1988年６期26頁。

(59) 範思深・前掲注（12）176頁。

(60) 裁判所スタッフに対するヒアリング調査（範思深・同上175頁参照）。

(61) なお、現行刑訴法施行直前の1996年12月20日に最高裁が下達した「『刑事訴訟法』実施における若干の問題に関する解釈（試行）」（1997年１月１日施行）114条２項も同じ。

表６－３　最高裁における裁判委員会討議制対象事件

1	当裁判所の合議体、裁判廷の審査において意見が分かれた事件
2	原判決変更の必要がある場合に、関連裁判所の意見を求めたが、改判の同意を得られなかった事件
3	重大な渉外事件
4	当裁判所が裁判する１審事件
5	全国的影響のある経済事件
6	県級以上の幹部もしくは知名人の、または影響が大きい死刑事件
7	許可を要する刑事類推事件
8	高裁・専門裁判所の判決・裁定に対する、または最高検が当裁判所にプロテストした事件
9	各級裁判所の発効判決・裁定に確かに誤りがあることが判明し、当裁判所が審級を引上げて裁判する事件
10	当裁判所の判決・裁定に確かに誤りがあることが判明し、裁判し直す必要のある事件
11	所長・副所長が裁判委員会の討議に付託する必要があると認めるその他の事件

①死刑判決を起案しているもの、②合議体を構成する裁判官の見解が大きく分かれているもの、③検察がプロテストしたもの、④社会的に大きな影響があるもの、⑤その他の裁判委員会が討議・決定すべきもの、と[(62)]。

実際に裁判委員会の討議対象となる事件は、中国の論者の紹介によると、中裁であれば以下の６類型であるという[(63)]。すなわち、①刑事事件（死刑判決を起案する事件、「経済犯罪」[(64)]事件（例えば横領、贈収賄、

[(62)] 最高裁スタッフが執筆したコンメンタールである周道鸞等・前掲注（56）247頁は、主に「①事案が難しく、複雑で重大な事件、②社会的影響がわりあい大きい事件、③法律の類推適用により犯罪認定・量刑する事件、④人民検察院がプロテストした事件、⑤合議体構成員の間で意見が大きく分かれた事件、⑥（旧）刑法59条規定により処罰を減軽する必要のある事件が含まれる」とする。なお、本書は刑訴法典改正直後に出版されたため、刑法典改正（1997年）により削除された「類推適用」が出てくる。

[(63)] 範思深・前掲注（12）175頁。なお、これは中国全ての中裁に共通するものではないものと思われる。また、④が犯罪の「被害額」をも含むのであれば、これも刑事裁判に関係する。

[(64)] 日中両国における「経済犯罪（刑法）」概念の異同については、小口彦太「経済改革と中国刑法」針生誠吉・安田信之編『中国の開発と法』（アジア経済研究所、1992年）72～78頁を参照されたい。

密輸)、中級裁判所が下級裁判所の判決をひっくり返し、被告人を無罪とする事件、検察が下級裁判所の判決にプロテストした事件)、②所長と合議体の意見が分かれた事件、③主管副所長と合議体の意見が分かれた事件、④わりあい巨額な事件、⑤関わる労働者数が多い労働紛争事件、⑥香港、台湾およびマカオ住民ならびに外国籍人に関わる重要事件である。これらのうち、刑事裁判と関連するのは①、②、③、⑥である。また、②および③から、所長審査制で円満に解決することができなかった事件を裁判委員会が討議していることがうかがえよう。

また別の例を挙げると、湖北省武漢市江漢区裁判所は、2001年2月16日に「裁判委員会議事規則（試行）」[65]を下達し、次の6類型の事件を裁判委員会の討議の対象とした（同規則13条各号）。すなわち、①執行猶予、刑の免除、無罪、監外執行を言い渡す刑事事件、②執行の根拠となる当裁判所の発効した法的文書に誤りがあることを発見し、是正しなければならない事件、③所長・分担所長が裁判委員会の討議に付す必要があると認める新型の事件、④再審および差し戻された事件、⑤事件処理について合議体の意見がわりあい大きく分かれている事件、⑥社会的影響が大きな、または社会の安定に関わる事件である。

そして、実際に裁判委員会が討議する事件は少なくない。例えば、刑事事件とは明示的に限定されていないが、某高裁では「1998年に138回（日）裁判委員会会議を開催し、1011件（回）の事件を審査承認し、これは同年の全結審件数の3分の1以上を占めた。この前後においても、同裁判所では、毎年裁判委員会で討議する事件の割合は基本的に3分の1前後であった。つまり、この高裁においては結審する3件に1件は裁判委員会が『審査承認』しているのである」[66]（カッコ内は原文）という指摘がある。また、基層裁においては、「毎年大体10～15％、約20件の事件が裁判委員会の討議にかけられる」[67]、「1997年、上海市奉献県裁

---

[65] 康均心『法院改革研究――以一個基層法院的探索為視点』（中国政法大学出版社、2004年）428～433頁。

[66] 羅書平「審判委員会“審批案件”制度応予取消」張衛平主編『司法改革論評（第3輯）』（中国法制出版社、2002年）52頁。

[67] 蘇力『送法下郷――中国基層司法制度研究』（中国政法大学出版社、2000年）104頁。

判所の裁判委員会が扱った刑事事件は31件であり、同年度における当該裁判所が処理した刑事事件総数の8.2％であった。他方、毎年平均すると大体10％前後である」[68]という指摘がある[69]。さらに厳打期においては、裁判委員会は厳打に関するほとんどの事件を討議していたという。すなわち、「『重きにかつ速やかに』の事件については、担当した裁判官がそのほとんどを裁判委員会に報告していた。裁判委員会は報告に基づいて事件の犯罪認定、量刑について討議し、被告人の犯罪認定、量刑を決定していた。そのため、裁判所がある事件の裁判の開廷を決定したときには、当該事件の裁判結果は一般的にすでに裁判委員会が裁判前に決定していた。さらには公式の判決書を制作・印刷していた地方もあった」[70]と。

このように、合議体が裁判するといっても、その一部は裁判委員会の決定なのである。

6.2.2　地方ブロック ―― 党委審査制

党委審査制は、党委員会が重要な事件や警察・検察・裁判所で争いのあるハードケースの法的決定を審査するという制度である。これは根拠地時代にはすでに存在したといわれており[71]、法律上に明文の根拠は

---

[68] 王元「法院独立及其困境」（未公表）。本稿の引用は蘇力・同上による。

[69] 中には大半の事案が裁判委員会に付託されたという指摘もある。例えば、「某省高級人民裁判所では1996年に結審した刑事事件の70％以上が裁判委員会の討議にかけられた」という（劉亜林「論審判委員会討論個案職権」重慶大学学報（社会科学版）1998年４期（CNKI）71頁）。また、某中裁では１審事件および破棄する２審事件の全てを裁判委員会に付託すると規定しているという（厳紅兵・周天勤「論審判委員会制度的改革与完善」律師世界1999年10期（CNKI）42頁）。このほか、鈴木賢が1994年に行った調査によると、重慶市中裁では「一審事件では３分の２近く、二審事件で10～20％を裁判委員会で討論している」という（鈴木・前掲注（41）255頁）。

[70] 陳瑞華『刑事審判原理論（第２版）』（北京大学出版社、2003年）344～345頁。

[71] 「江華院長在北京市刑事審判工作会議上発表重要講話――人民法院必須認真執行“両法”、厳格依法辦事」法学雑誌1980年２期８頁。なお、50年代の党委員会の判決審査制度の運用については、胡軍「公安、検察和法院応正確貫徹互相配合、互相制約的原則」法学1958年１期27頁、庚以泰「捍衛党対人民法院的領導、駁“審判独立”的謬論」政法教学1958年１期17頁参照。

ないが、現在に至っても党委員会による審査は存続している。

とはいうものの、党委審査制は、制度としては実は党中央によりすでに否定されている。すなわち、党中央は1979年９月９日に「刑法・刑事訴訟法の適切な実施を断固保障するについての指示」（いわゆる「64号文書」）を出し、「今後、司法業務に対する党の指導を強化することは、最も重要な項目のひとつである。すなわち、法律の実施を確実に保障して、司法機関の役割を十分に発揮させ、人民検察院が独立して検察権を行使し、人民裁判所が独立して裁判権を行使することを確実に保障して、これらの機関がその他の行政機関・団体または個人の干渉を受けないようにしなければならない。国家の法律は党が指導して制定したのであり、司法機関は党が指導してうち建てたのであるから、法律および司法機関の職権を尊重するということは、何よりもまず党の指導と党の威信を高めることにほかならない。党委員会と司法機関はそれぞれにそれぞれの責任を有しており、互いに取って代わることはできず、両者を混同すべきでもない。それゆえ、党中央は各級党委員会による事件審査承認制度を廃止するよう決定した」としたのであった。

これを裁判所に引きつけていえば、次のように要約できよう。「司法業務に対する党の指導を強化する」とは、党が制定した法律を遵守し、裁判所が「行政機関・団体または個人の干渉」を受けないようにすることである。また、党委員会と裁判所は職責が異なり、一緒くたにしてはならない。よって、両者の職責を混同することになる党委審査制を廃止する、と。

しかしそれと同時に、「各級司法機関における党組織および党員幹部は、同級党委員会に自主的に業務を報告して指示を求めなければなら（ない）」とも指示した。党委審査制は廃止するが、裁判所の党グループは党組織として、また裁判官は党員として、同級党委員会にお伺いを立てろというのである。

このことは、次のような発言からも明らかである。すなわち、彭真は64号文書下達の翌年である1980年２月１日に、「個別具体的な事件については、党委員会が問わなければならない特殊なものを除き、やはり検察院、裁判所が独立して処理する」[72]と述べ、個別具体的な事件につい

[72] 彭真「在広東省和広州市公検法匯報会上的講話要点」（1980年２月１日）『彭

て、「党委員会が問わなければならない特殊なもの」が存在することを示唆する。また、劉晋峰（天津市党委員会副書記）も1990年２月17日に、「各級裁判所は自主的に党委員会の指導に依拠し、これを受け入れなければならない。人民裁判所は日常的に党委員会に活動を報告し、およそ方針、政策などに関わる重要問題、または重大事件・ハードケースを処理するときには、自主的に党委員会に指示を仰ぎ、指導と助けを得なければならない」(73)と述べる。

また実際に、次のような指摘から、党委審査制が形を変えて残っていることがうかがえよう。すなわち、「警察・検察・裁判所３機関が重大事件、渉外事件もしくは統一戦線にかかわる事件、または方針や政策に関わる問題に遭遇したときは、必ず自主的に党委員会に報告して指示を求めなければならない。党委員会の指示および決定については、真摯に徹底執行すべきである」(74)、「法に従い独立して捜査権、検察権、裁判権を行使する警察・検察・裁判所３機関が、一般事件についてはなお法に従い処理できるが、ひとたび重大事件・ハードケースに遭遇すれば党委員会に報告して決定を仰ぐ」(75)、「確かに党委員会の刑事事件の審査承認制度は今日においてはもはや制度ではないが、現在においてもなお地方党委員会から中共中央に至るまで、具体的事件の捜査、起訴、審理に対する干渉は完全になくなったわけではない」(76)、「河北省３級裁判所の裁判実務から見て、大多数の地方党委員会、人大および同常委会は裁判所の具体的事件の裁判にほとんど干渉しておらず、95％以上の刑事・民事事件は人民裁判所が法に従い独立して裁判している」(77)と。最

真２』214頁。

(73) 「天津市委副書記劉晋峰在天津市法院工作会議上的講話（摘要）」（1990年２月17日）『法院年鑑（1990）』524頁。

(74) 中央政法幹部学校刑法・刑事訴訟法教研室編『中華人民共和国刑事訴訟法講義』（群衆出版社、1981年）138頁。

(75) 白明路「試論我国刑事法律執行中的協調問題」楊敦先・趙秉志・王勇編『刑法発展与司法完善』（中国人民公安大学出版社、1989年）245頁。

(76) 曲新久『刑事政策的権力分析』（中国政法大学出版社、2002年）124頁。

(77) 樊守禄「完善人民法院依法独立行使審判権的理論思考和制度設計」河北法学2003年１期（CNKI）71頁。

後に挙げた河北省の実情は、「95％以上」の事件が「法に従い独立して裁判」するようになったことを誇示するものと読めるが、裏を返せば、それ以外の事案は「法に従い独立して裁判」していないということになる。

まさに田中信行が指摘したように、64号文書は「裁判員としては党委員会に報告しなくともよいが、党員として報告せよという要求であ（り）」[(78)]、党委審査制は形の上では廃止が指示されたが、それは実質的に温存されてきたのである。

では、具体的にどのような形で実質的に存続している党委員会による審査が行われているのであろうか。この点については1993年になされた次の指摘が参考になる。すなわち、「現在、各級党委員会は同級裁判所の裁判業務の監督を、主に以下のやり方で行っている。①党委員会が専門の政法委員会を設置し、警察・検察・裁判所・司法行政機関の４機関の業務関係の調整の責任を負わせる。②裁判所から指示を求められた重大事件について討議し、党組織の意見を十分に発表し、裁判所が執行する。③裁判所の党員幹部の模範的法律執行を監督し、違法・犯罪行為を働いた判事に党の規律処分を科し、もしくは所属裁判所に懲戒処分を科すよう命じ（[責成]。以下同じ）、必要なときは、国家権力機関（人大）にその裁判職務を免じ、もしくは罷免するよう提案し、または検察機関に立案させその刑事責任を追及するよう命令する。④大衆の陳情［来信来訪］を受理し、誤判事件を発見したときは、関係裁判所に法に従い是正するよう命じる」[(79)]と。つまり、党委員会の政法委員会が判決チェックの実働部隊となっているのである。このことは、党委員会が政法業務を指導するために設けた［対口部］であることから、当然のことといえよう。

そして、裁判所の裁判に対する政法委員会を通じた党委員会の指導は、具体的には政法委員会による判決の事前調整という形で行われる。

この政法委員会による判決の事前調整は、前部ですでに指摘したように、厳打期によく用いられた手法である。すなわち、83年厳打においては、「速やかに」を実現するために、政法委員会主宰の下で合同事件処理や共同事務処理と呼ばれるやり方が採られた。そして、両者はその後

(78) 田中・前掲注（45）76頁。

(79) 王洪俊主編『中国審判理論研究』（重慶出版社、1993年）106～107頁。

の厳打においても行われた。

とはいえ、合同事件処理や共同事務処理は、厳打だからこそ生じる特別な現象ではなく、日常的に行われているものである。このことは4.4で検討した同性向けの管理売春事件の顛末、そして次のような指摘からも明らかである。すなわち、「少なくない地方の党の政法委員会は政法機関の関係を調整するとの名目で、警察・検察・裁判所・司法行政機関の4機関を組織して刑事事件を討議し、犯罪認定・量刑を決定している。湖南の某市の政法委員会は重大事件・ハードケースを討議・決定するために、政法委員会書記をリーダーとする警察・検察・裁判所・司法行政機関などの機関の責任者から成る小組を設置している。福建省の一部の地域では、1994年に至ってもなお政法委員会が警察・検察・裁判所3機関を組織して合同事件処理を行っている」(80)、「見解に相違が生じればいつも、法定手続に照らして制約権を行使するのではなく、ほとんどは政法委員会主宰の下で『党内共同事務処理』を行う。およそ重大事件・重要事件であれば、いずれも政法委員会が調査チームを統一的に組織し、『共同事務処理』の名目で議論を統一し、決定を下し、その後、政法機関が形式的に法定手続を行う。この間求められるのは一致のみであり、制約はなく、また法による相互協力も語るに及ばない。過去に生じた『合同事件処理』の教訓を受け、中央は何度も共同事務処理が合同事件処理と異なることを強調している。しかし、制度が変わりさえしなければ、共同事務処理は現実においては『合同事件処理』をもたらしうるのみである。これはまさに『厳打』以降、多くの地方で50年代のやり方が復活している要因である」(81)と。なお、後者の指摘からうかがえるように、合同事件処理や共同事務処理が「50年代のやり方」であったことをここで指摘しておく。

そして今日においては、実際に次のようなやり方で政法委員会による判決の事前調整が行われているという(82)。

---

(80) 張慜・蔣恵嶺『法院独立審判問題研究』(人民法院出版社、1998年) 164頁。

(81) 石泰峰「政法体制改革芻議」複印報刊資料法学1987年3期38頁〔原載：江海学刊（経済社会版）1987年1期〕。

(82) 以下の記述については、林中梁編『各級党委政法委的職能及宏観政法工作』（中国長安出版社、2004年）582～587頁を参照した。

まず、事前調整は主に会議の形式で行われる。これは「党内事件調整会」[党内案件協調会] と呼ばれており、政法委員会の書記、副書記、事務局長または副事務局長が議長を務める。参加者は同級の政法部門や下級政法委員会の責任者が参加する。また、政法委員会が文書（いわゆる［紅頭文件]）を発し、政法部門に指示することもあるという。

会議で「調整」される事案は、主に以下の9種類である。すなわち、①国内外への影響が大きく、注目されている特大刑事事件、②国内外への影響が大きく、または大きな影響を生みやすい政治的な事件、特に渉外事件（具体的にはほとんどが国家の安全に危害を加える罪）、③国内外を震撼させ、影響が極めて悪い悪質な事故、④事案が複雑で、関係者が多く、特に党・政府の指導的幹部が関与しており、干渉を受けている、または受け得る事件、⑤新類型の刑事事件、または経済紛争・民事事件、⑥政法部門間で争いのある事件、⑦下級の政法委員会間で争いのある事件（多くは地方保護主義を背景とした地方間の経済的紛争）、⑧下級政法委員会と上級の政法部門との間に争いのある事件、⑨上級党委員会・政法委員会、同級党委員会またはこれらの主要指導者から調整するよう求められた事件、である。

会議ではまず議長または事件の責任者が事案を説明し、問題点を摘示する。その後、参加者で討議する。最終的に議長が総括し、「参加者の共通認識となった意見、または少なくとも多数者の正しい意見、もしくは少数意見であるが正しいものをまとめ、議長の調整・説明を経て、最後に大多数の認可を得る」。また、統一見解を形成できないときは、上級の政法委員会や政法部門に指示を仰いだり、同級政法部門に対して上級政法部門に照会するよう指示したりする。

以上の説明からは、政法委員会が判決の形成に実質的に関与していることが明らかであろう。政法委員会の事前調整の対象となる事案の種類も少なくなく、およそ見解が分かれた事件や重要性の高い事件は、いずれもその射程内にある。

そして、「裁判＝道具」構造を解明するために、ここで何よりも注目したいのは、こうした会議においてどのように意思決定がなされているかである。上記説明からは、同一クラス内で決着がつく場合と、上級に指示を仰ぐ場合の2パターンがあることが分かる。後者については、上

級の見解が大きな影響力を持っていることは疑いない。このことは、4.4で検討した事例の経緯からも明らかであろう。

他方、前者については、同級の政法委員会、各政法部門の「話合い」という観を呈しているが、実際は政法委員会の意思が貫かれているようである。というのは、会議の結論となるのは、「①参加者の共通認識となった意見、または②少なくとも多数者の正しい意見、もしくは③少数意見であるが正しいもの」とされている（丸数字は筆者が付した）。①は全会一致であるため、これが会議の結論となることに何ら疑問はなかろう。問題は②および③でいうところの「正しい意見」である。とりわけ③は少数意見であるが、それが「正しい意見」であれば、会議の結論となるという。そこで、「正しさ」を判断する基準とは何かが、政法委員会による判決の事前調整の実質を明らかにする鍵となる。これを考える手がかりは、次の指摘である。すなわち、「①一部の重大事件は、ほとんどの場合において政法委員会が裁判に方向性を定めており、警察・検察・裁判所・司法行政機関の各機関に考え方、認識を統一し、全力で協力するよう指示する。②一部のハードケースについて、警察・検察・裁判所・司法行政機関が性質認定において見解が分かれたとき、または処理において反目しあうときには、政法委員会が最終的決断を下すことが多々ある。……④少数の政法委員会指導者が言葉を法に代え［以言代法］、個人の意思を裁判所の裁判に代え、裁判業務に粗暴に干渉する」[83]と。要するには政法委員会が決定を下すというのである。だとすると、上の説明にある「正しい意見」とは、結局、政法委員会が「正しい」と考える意見になろう。

ところで、宇田川幸則は、党が裁判に干渉するルートについて、興味深い指摘をしている。すなわち、「90年代以降、裁判委員会のあり方がクローズアップされるようになり、それに対する批判が強くなったが、これは『外圧』をはじめとする諸処の理由により、党の関与がこれまでのようにおおっぴらにできなくなり、法律上根拠のある裁判委員会をい

---

[83] 鮑遂献・張偉・趙小山「影響人民法院正確定罪量刑的原因与対策」法学評論1991年6期20頁。胡学相『量刑的基本理論研究』（武漢大学出版社、1998年）225頁も同旨。

わば隠れ蓑として利用し始めたフシがあることに世間が気付き始めたからではないか」[84]と。つまり、法的制度である裁判委員会討議制を通じて党が裁判に干渉しているのではないかというのである。

表６－４　遼寧省遼陽市中裁の党グループメンバーと裁判委員会メンバー

氏　　名	現　　職	党　組	裁判委
宋景春	院　　長	○	○
范文来	副　院　長	○	○
那占久	副　院　長	○	○
呂辛德	副　院　長	○	○
高　田	副　院　長	○	○
劉建元	規 検 組 長	○	○
邢亜栄	政治部主任	○	○
金義強	執 行 局 長	○	○

出典：http://lyzy.chinacourt.org/
＊「党組」は党グループメンバーであるか否かを、また「裁判委」は裁判委員会メンバーであるか否かを示す。「○」はメンバーであることを示す（表６－５も同じ）。

表６－５　山東省広饒県裁判所の党グループメンバーと裁判委員会メンバー

氏　　名	現　　職	党　組	裁判委
王建民	所　　長	○	○
孟黎明	副　所　長	○	○
趙連玉	副　所　長	○	○
郭　華	副　所　長	○	○
李祝田	紀律検査組長	○	○
馬国柱	執 行 局 長	○	○

出典：http://grfy.chinacourt.org/

実際、裁判委員会メンバーの役職を調べると、そのほとんどが所属裁判所党グループのメンバーでもある。表６－４および表６－５は、遼寧省遼陽市中裁と山東省広饒県裁判所の Web サイトにおいて、それぞれの裁判所指導者として紹介されている者の中から、党グループメンバー

[84] 宇田川幸則「小口彦太著『現代中国の裁判と法』」社会体制と法５号（2004年）97頁。

または裁判委員会メンバーである者を抜き出したものである。両裁判所では、党グループメンバーはいずれも裁判委員会委員でもある。このように党グループが裁判委員会を掌握しているのならば、党の指導はこの法律上の制度により合法化され得ることになる。

以上のことを筆者なりにまとめると、次のような党による裁判に対する「指導」の流れが見えてくる。すなわち、地方の党委員会は、[対口部]である政法委員会を窓口として、これが「事前調整」という形で裁判所党グループを「指導」する。そして、同党グループは法律上の制度である裁判委員会の意思として、この「指導」内容を合法的に実現する、と。こうした手法は、党委審査制の廃止を謳いながら「各級司法機関における党組織および党員幹部は、同級党委員会に自主的に業務を報告して指示を求めなければなら（ない）」としていた64号文書よりも、党の指導に「合法」の衣をまとわせることができる点で、「洗練」されているといえよう。

6.2.3　縦ライン ―― 上級裁判所への照会

中国においては、最高裁も判決の形成過程において下級裁判所が上級裁判所に照会すること［請示］を認めており[85]、実際にも広く行われている。例えば、江西省について次のような指摘がある。「1980年の刑事訴訟法施行後、全省の上級人民裁判所は下級人民裁判所の重大事件・ハードケースについて、次第に開廷前の業務指導および監督を実施するようになった。その内容は基層人民裁判所の事実および証拠の審査、有罪と無罪、各罪の区別、干渉を排除し、正しく罪を認定し処理することを手助けすることを含む。開廷前の指導形式には『請上来』と『走下去』がある。『請上来』とは、下級人民裁判所の所長、刑事廷長および事件処理人員を上級人民裁判所に招くことである。『走下去』とは、上級人民裁判所の所長、廷長および研究室主任などが下属の人民裁判所に赴く

[85] 最高裁「照会回答業務改善に関する書簡」（1958年９月19日）、最高裁辦公庁「問題回答業務改善に関する通知」（1964年９月11日）、最高裁辦公室「照会問題に関する通知」（1973年11月７日）、最高裁「事件を報告・照会する際に注意すべき問題に関する通知」（1986年３月24日）、最高裁「刑事照会事件の報告の範囲および注意すべき事項に関する通知」（1995年11月30日）など。

ことである。『請上来』であろうが『走下去』であろうが、その特徴は上級人民裁判所が下級人民裁判所とともに、事案を分析し、証拠を分別し、性質を検討し、処理意見を討議することである。少数であるが影響の大きな典型的事件については、上級人民裁判所はさらに裁判長の人選、公開審理の規模、傍聴対象、判決宣告大会の組織および宣伝報道の問題について、指導的意見を提案し、事件の質を確保し、事件処理の効果を拡大するのにプラスであるようにする」(86)と。

こうした上級裁判所への照会の存在を、我々が容易に目にすることのできる形式は、最高裁の司法解釈である。というのは、「司法解釈は永遠に実務を土台に登場するものであり、あなた（実務家を指す）が実務を通じて、事例を提供し、問題を提起しなければ、それに対応する司法解釈が作られない」(87)からであり、最高裁が出す「答復」、「批復」、「復函」などの司法解釈は、まさに高裁の照会に対する最高裁の回答である（1.4参照、具体例としては3.3.4で紹介した「答復」）。実際、「最高人民法院公報を紐解けば、そこに大量に掲載されているのは、地方から最高人民裁判所に出された照会と、最高人民裁判所の批復である」(88)という指摘が示すように、高裁から最高裁への照会は、裁判実務において広く行われている。

なお、法は司法解釈を最高裁（そして最高検）の専権事項(89)としているが、実務においては、高裁もそれらしき文書を出している。例えば、福建省警察庁・高裁・高検・司法庁が1995年１月12日に連名で出した「銃器関連事件の処理における若干の問題に関する通知」や上海市高裁が2000年５月18日に出した「麻薬犯罪事件の審理における法の具体的運用の若干の問題に関する意見」などである(90)。

---

(86)　『江西省法院誌』258頁。

(87)　姜偉「“厳打”整治闘争中如何深化公訴改革」『厳打法律適用指導』21頁。

(88)　王利明・前掲注（57）345頁。

(89)　81年解釈決議２条。また、最高裁「地方各級裁判所が司法解釈的な文書を制定すべきではないことの問題に関する批復」（1987年３月31日）も、地方各級裁判所が司法解釈的な文書を制定してはならないと指示する。ただし、何をもって「司法解釈的な文書」［司法解釈性質文件］とするかについては、十分に議論されていない。

(90)　それぞれ「如何確定司法解釈的時間効力？」（司法信箱）人民司法2001年11

このように高裁が司法解釈的な文書を発出しているのは、「司法実務で遭遇した問題について、最高人民裁判所や最高人民検察院に司法解釈を求めてもそれを得られない」[91]からである。つまり、高裁が敢えて司法解釈的な文書を発出せざるを得ないほど、下級裁判所からの照会が多いのである。実際、「裁判委員会が事件を討議した後に、法律適用の問題について自信がない、または事案が重大であると判断したときは、上級裁判所に照会すると決定する」[92]という。また、「無錫市中級裁判所は照会の過多・濫用問題を解決することを、司法の公正の確保というハイレベルな問題と認識し、照会の問題を厳しく制限し、規範化するため、1996年初頭に、事実、証拠および実体的処理の問題については原則として照会してはならないと明確に規定した。……統計によると、1996年以降、結審件数が毎年32％の成長率で増加する中、市内全裁判所の書面による事件の照会は30％の割合で減少し、今年上半期の照会件数は１審結審件数の1000分の1.6であった」[93]と無錫市中裁の成果を賞賛する指摘があるが、その反面、「厳しく制限し、規範化する」以前においては、「照会の過多・濫用問題」が存在していたことがうかがえる。

6.2.4　まとめ

本節では、実際に裁判を担当した裁判官だけでは判決を下すことができないことを見た。すなわち、裁判官は判決を下す前に、廷長（副廷長）、所長（副所長）、裁判委員会、党委員会（政法委員会）、上級裁判所による重層的なチェックを受けなければならないことが、法律上ないしは事実上制度化されている。つまり、厳打においては受訴裁判所以外の者により判決のチェックが行われていたが、これは厳打だからこそ生じる特

期63～64頁、遊偉主編『華東刑事司法評論（第５巻）』（法律出版社、2003年）331～336頁。

(91) 呉孟栓・羅慶東『刑法立法修正適用通解（1997－2001）』（中国検察出版社、2002年）27頁。

(92) 王国慶・馬海翔「審判組織運行機制改革之探討」法律適用2002年８期（CD版）76頁。

(93) 徐懿・周輝明・金颺「改進業務指導　減少個案請示」江南論壇1998年10期（CNKI）27頁。

別な現象ではなく、中国においてはルーティン・ワークなのである。

こうした制度の下にある裁判が――厳打期の裁判と同様に――中立公平な第三者（独立の主体）が判断を下しているわけでもなく、また、対立する当事者がルールに基づいて攻防をつくすプロセスも保障されていないことはいうまでもない。ここでの「裁判」は、究極的には、より上位にある者（党委員会、同政法委員会、上級裁判所、裁判委員会、所長）の指示を遂行する場にすぎない。